

第六十三回 参議院商工委員会會議録第十三号

(三三三)

昭和四十五年四月十四日(火曜日)
午前十時三十八分開会

委員の異動

四月十一日

辞任

渡辺 武君

補欠選任

須藤 五郎君

四月十三日

辞任

鈴木 享弘君

補欠選任

土屋 義彦君

大谷藤之助君

菅野 儀作君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

村上 春蔵君

川上 為治君

近藤英一郎君

山本敬三郎君

竹田 現照君

委員

赤間 文三君

菅野 儀作君

土屋 義彦君

八木 一郎君

阿具根 登君

大矢 正君

小柳 勇君

林 虎雄君

浅井 亨君

矢追 秀彦君

通商産業大臣

宮澤 喜一君

政府委員

通商産業政務次官

通商産業大臣官房長

通商産業省貿易振興局長

通商産業省重工業局長

通商産業省公益事業局長

事務局側

常任委員会専門員

説明員

消防庁予防課長

内田 芳郎君

高橋 淑郎君

後藤 正記君

赤澤 璋一君

馬場 一也君

菊地 拓君

永瀬 章君

本日の會議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件

○産業貿易及び経済計画等に関する調査

(大阪府大淀区におけるガス爆発事故に関する件)

○機械類賦払信用保険法の一部を改正する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

○輸出保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(村上春蔵君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について報告いたします。

四月十一日、渡辺武君が委員を辞任され、その補欠として須藤五郎君が選任されました。

四月十三日、大谷藤之助君及び鈴木享弘君が委員を辞任され、その補欠として菅野儀作君、土屋義彦君が選任されました。

○委員長(村上春蔵君) この際、おはかりいたします。大阪府大淀区において発生したガス爆発調査のため、参考人の出席を求め、その意見を聴取したいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(村上春蔵君) 御異議ないと認めます。ついで、その日時、人選等につきましては、これを委員長に御一任を願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(村上春蔵君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(村上春蔵君) 産業貿易及び経済計画等に関する調査を議題といたします。

この際、去る四月九日に行ないました大阪府大淀区において発生したガス爆発事故の実情調査について、派遣委員から報告を聴取いたします。近藤君。

○近藤英一郎君 それでは大阪府大淀区におけるガス爆発事故に対する委員派遣について御報告申し上げます。

去る四月八日夕刻、大阪府大淀区で発生したガス爆発事故の重大性にかんがみ、当委員会から村上委員長、竹田理事、赤間、矢追委員と私の五名が派遣されることになりました。

調査日程を申し上げますと、四月十日、空路大阪に到着、まず、大阪通産局のガス爆発災害対策本部を訪れ、大阪通産局、大阪市、大阪瓦斯会社、鉄建建設会社の関係者から事故の状況、善後措置等について説明を聞いた後、天六の事故現場を視察し、その日のうちに帰京いたしました。

次に、事故発生等の概要について申し上げます。事故発生は、去る四月八日、午後五時二十分ごろ、大阪府大淀区分寺町の地下鉄二号线工事現場で、ガス導管につり防護を施して地下掘削工事中、露出された鑄鉄管のガス導管からガス漏れが生じ、五時四十分から五時五十分の間に爆発を起こして、災害が発生したのであります。

大阪瓦斯会社の説明によると、五時二十分ごろ、同社北営業所が、現場付近を通りかかった同社のパトロールカーからガス漏れがあると連絡を受け、直ちに緊急車と作業員を出動させ、ガス漏れを防ぐ作業を行なうとともに、通行人の避難、誘導に当たり、さらに続いて本管部からも応援の緊急車が出動、百名の作業員がガス漏れを防ぐ処置に当たった。

五時四十分ごろ、路面上に炎が出て、パトロールカーが炎上し、次いで五時五十分ごろ、地下坑内で爆発が起こった。

ガスをとめる作業を続け、中庄ガス導管(三〇センチ)はバルブがついているため、その操作によってとめることができた。

低圧ガス導管(五〇センチ)はバルブがついていないため導管の一部に穴をあけて、ゴム・バッグを使って九時三十分ごろとめることができ、火事も消えた。

この地下鉄工事は、オーブンカット方式を採用しており、ガス管、水道管等は宙づりにして工事を進めているが、危険な工事なので、常に大阪府、工事施工者と緊密な連絡をとっている。なお、当日午後三時三十分ごろから一時間にわたって現場のパトロールを行なったが、異常はなかった。

鉄建建設会社の説明によると、五時二十分ごろ、同社の労務者がガス漏れを発見し、直ちに通報、警察パトカー、少しおくられてガス会社のパトカー到着。職員と労務者で付近に駐車中の自動車を手で押して避難をさせる。ガス会社のパトカー

がエンジン始動したところ、その附近より発火、五時二十五分から二十七分ごろ、職員が備えつけの消火器で消火、成功する。消火すると見てガス会社バトカーは再びエンジンを始動、再発火する。

五時四十一分から四十二分ごろ大爆発が発生した。なお、三時三十分ごろから四時三十分の一時間におわつてガス会社がバトロールを行なつたが、異常なしとして帰つた。

以上が両社の説明であります。

爆発により、歩道に敷いてあつたコンクリートの覆工板が飛び散つたため、附近にいた市民及び工事作業員から多数の死傷者が出るとともに、道路の両側の商店、住宅が延焼したのであります。爆発事故発生とともに、大阪府警、消防署はバトカー、消防車、救急車を出動させ、消火、救出作業に当たり、負傷者を市内の病院に収容したのであります。

市街地で起きた事故で、しかも発生時刻がラッシュアワーとちか合つたため、一般市民、通行人が巻き添えを受け、十日現在、七十四人（うち、男六十二人、女十八人、不明二人）の人命が失なわれ、負傷者は重傷者合わせて二百三十人（うち、男百七十七人、女五十三人）の多くを数えており、市内二十五カ所の病院に入院、手当て中とのことでした。

次に、災害による被害者に対する補償措置として、事故関係者である大阪市、大阪瓦斯会社と鉄建建設会社の三者が事故の責任とは別に、話し合いにより、三者負担で、とりあえず、死亡者に五十万円、重傷者に十万円、全焼家屋に三十万円、半焼家屋に十万円、水により損害を受けた家屋に五万円を、また、負傷者には、三千円相当の見舞い品を贈ることに決定し、それぞれの被害者等に届けたのであります。

さらに、罹災した中小企業者に対する金融上の措置として、国民金融公庫、商工中金について、資金の確保、貸し付け条件の緩和等の特別措置を講ずることとしております。

大阪府警の現場検証が九日に引き続き、天六の事故現場に至り、近くにある大阪市立北市民館の現地災害対策本部で再び市当局、大阪瓦斯会社の関係者から事情を聴取し、事故現場へまいりました。

現場では、大阪府警の現場検証が九日に引き続き行なわれておりましたが、事故発生後二日たつておりましたので、覆工板も取り除かれており、水道管、下水管、中圧、低圧のガス導管等多数の地下埋設物が下り下げられている状況をはっきり見ることができました。地下にある鉄骨のけたり、各種の導管が熱と衝撃によつて焼けたたれたり、折れ曲つたりしており、地下には覆工板が落ち込んでおり、道路の両側の商店、住宅が火災や爆風を受けた破損したまゝの姿で、なまなましく残つており、今回の爆発の規模がいかに大きかつたかというところをうかがい知ることができたのであります。

百メートルにも及ぶ距離にあつた重さ四百キロ以上もある覆工板が爆発により飛び散つたのであるから、相当量のガスが漏れていたと想像されるのであります。この点については、今後の警察当局等による原因調査で明らかにされるのであります。今回の調査で感じましたことを申し上げます。いまだ事故の責任が明らかにされていない今日、大阪市、大阪瓦斯会社、工事施工者の三者が話し合いによつて迅速に弔慰金を支給したことはまことに適切な措置であつたと思ひます。

事故に対する問題としては、地下鉄工事の現在オーブンカット方式を採用しているため、ガス導管を宙づりにしているのが、この工法に無理があるのではないかと思ひます。また、今回の事故のように、一般の住民、通行人に多数の死傷者を出したのは、爆発規模が大きかつたことにもちろんであります。同時に、群衆の整理方法にも問題があつたのではないと思ひます。今後ガス漏れ事故の現場における交通規制、群衆の整理方法、避難措置等についても十分検討する一方、ガス会社においてもバトロールカーには拡声器を備えつけ、現場の住民、通行人へのPRを行ない、加えて、常日ごろからガス器具使用上の注意だけでなく、ガスは危険なものであるということを一般市民に周知徹底させることがきつて必要であると思ひます。

また、事故発生の一時間前にバトロールを実施したにもかかわらず、しばらく後にはガス漏れがあり、さらに三十分後に爆発事故が起きていることから見て、ガス会社のバトロール方法に疑問を抱くものであります。今後、ガス会社は、十分訓練された技術職員を派遣して、ガス導管を常時監視せるとともに、ガス漏れ検知器を設置することが必要であり、現在適当なガス漏れ検知器がないのなら、その技術開発を急ぐ必要があると思ひます。

事故発生後、中央において通産大臣を本部長とする大阪ガス爆発事故対策連絡本部が設置されましたが、今後は、この本部の適切な事後措置と事故防止策の徹底によつて、大阪に限らず、全国至るところで地下工事が盛んに行なわれている今日、今回のような悲惨な事故が二度と再び起こらないよう、官民あげて万全の注意を払うよう切望するものであります。

最後に、不幸にしてなくなられた方々の御冥福をお祈りいたしまして、派遣報告を終わります。○委員長（村上春蔵君） ただいまの報告に関連して、質疑のある方は順次御発言を願ひます。○大矢正君 ただいまの報告に関連して、二、三質問をいたしたいと思います。けさの新聞によりますと、政府の今回の事故対策本部が、事故の再発を防止する立場から、数点にわたつての問題点を出し、関係各省との間に検討をするというふうになつておるようであります。その内容はいろいろなものであるかまづお答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員（馬場一也君） 政府に設けられました大阪ガス爆発事故対策連絡本部が、昨日第二回の会合を開きまして、今後この種の事故の再発を防止いたしますための方針というものを、ある程度

検討することになつたわけでございます。その観点について申し上げますと、大きく分けて、今後の事故再発を防ぐための、いわば根本的なといひますが、抜本的な対策として、そういう範疇に属する検討項目といたしましては、一つはこの種のガス管が通つております地点で、いろいろ地下鉄工事その他の工事を行ないますときに、その方法といたしまして、現にこの箇所でもいわゆるオーブンカット方式という、ガス管を露出してつり下げておきまして、その下を地下鉄が通るといふ方式でやっておりますが、こういう方法にかえまして、いわゆるシールド工法といひますが、縦坑を掘りまして、上の埋蔵物をそのままにしておきまして地下を地下鉄が走るというふうな、いわゆるシールド工法といひれておりますが、こういう工法をもつと活用する方法はできないのか。そのシールド工法を活用するためには、どういう技術的、経済的問題があるかということを検討するというのが第一点でございます。

それから第二点は、いわゆる共同溝と申しますか、この種の工事を行ないますときに、各種のガス管その他の管を、ふだんから事前にいわゆる共同溝というものに収容いたしておきまして、地下鉄工事等は道路の別の側を掘るといふことにはいたしません。この種の事故は防げるわけでござい

ますが、その共同溝というものの建設を推進することについてのさまざまな問題点というものはどういふことがあろうかという、推進についての問題点の検討というものが第二点でございます。それから第三点は、この種の地下鉄工事等を行ないますときに、その都市に埋設されておりますガス管を、できれば別の道路に移設いたしまして、その後には地下鉄工事を行なえば、いわゆるこの種の事故の発生は防げるわけでござい

ますので、地下鉄工事等のガス導管を他に移設するといふことが、どういふ程度まで可能かということについての検討、以上一、二、三がいわゆるこの種の事故の可能性を防ぐという意味での検討項目になるかと思ひます。

二

それから第四点といたしまして、この種の地下鉄工事をガス導管のある現場で行ないます際に、そのガス事業者以外の他工事業者、地下鉄工事業者の側におきまして、もし不幸にしてガス漏れ等、事故の原因になるような事態が起りました場合に、その他工事業者のほうに、もつとガスの保安あるいはガスそのものについての知識を有する、いわゆる技術者と申しますか、こういう者を養成をいたしまして、これをその工事の現場に配置するということが可能であらうかどうか、そういうことについての技術者の養成方法、あるいはその配置ということについての検討というのが第四点でございます。

それから第五点、今回成立を見ました改正ガス事業法を基礎にいたしまして、これに基づく保安規制を強化してまいりたいと、これに基づいて、これはさらに区分をいたしますと、この成立いたしました改正ガス事業法の施行は一応六カ月以内、こういうことになっておりますが、これをするだけ早く施行するという点について努力をするというのが第一点でございます。

それから第二点、その改正ガス事業法の完全施行までの間におきまして、いわゆる主要なガス事業者から、社内の保安規程、特に他工事にかかわる場合の保安規程を行政指導により提出をいたさせようということについて指導いたそうというのが第二点でございます。これは、御承知のように改正ガス事業法が施行されますと、ガス事業者は保安規程を通産大臣に届け出まして、不十分な場合にはこれに勧告なり改善命令ができるという法規制になるわけですが、施行されませんうちに、保安規程を事実上行政指導によって早期に提出させて、不十分な場合にはこの改善について行政指導してまいらうという点が第二点でございます。

それから第三点、このガス事業法によりましてガス事業者が課せられます技術上の基準、特に導管等の他工事にかかわる場合の安全の基準、これを早急に検討をいたしまして、これは具体的

にはガス事業法の施行規則の改正強化になるかと思ひますけれども、これをすみやかに行なう。これは法律的に申しますと、必ずしも改正ガス事業法の施行を待ちませんでも、省令を改正することは可能でございますので、ただいまの他工事にかかわる保安基準というものを早急に具体案をつくりまして、これを省令に追加しようということについて検討しようというのがガス事業法関係の問題点でございます。

それから大きな第六点といたしまして、ただいま御報告にもございましたように、この種の事故が不幸にして発生をいたしました際のいろんなガスの安全性と申しますか、逆に言いますとガスの危険性といいますが、ガスというものはどういうものであるかという点について、もつと一般人にふだんからいわゆるPRと申しますか、基本認識のもつとレベルを高めようという点について、これは政府ももう少しそういう点についての方法をやらばどうかという点の検討でございます。

それから、あわせまして、今度はガス事故が発生をいたしましたときの、いわゆる事故時の緊急な通報体制、並びにその現場におきます事故拡大防止のための相互の事業者のいわゆる訓練と申しますか、応急処置対策の訓練というふうなものをしっかりとやらうではないか、こういうことで、これらについての具体案というものを検討しようというのが第六点でございます。

それからその次の第七点といたしましては、現在一部に使用せられておりますガス漏洩の自動警報機なり、あるいはガス管の遮断の装置というふうなものにつきまして、まだまだ現状のものではいろいろ実用に不十分なものが多々ございますので、急速にこれらのものにつきまして、もつと高度に実用にできるものの技術開発と申しますか、実用化についての研究開発というものを一そう推進をいたさうではないかということにつきましての検討が第七点でございます。それから最後に第八点といたしまして、ガス事

故を防止いたしますためのいわゆる役所としての保安監督体制の整備強化と申しますか、これはガス事業法の施行の任に当たります通産省、あるいはそこに地下鉄等の現場がございしますので、それらの労働安全という立場から労働基準関係の職員というふうなものも含められるかと思いますが、これらの業者の保安監督に当たります体制の整備強化について、不十分な点を一そう強化するように検討してまいらうというのが第八点の検討項目でございます。

これらの八項目につきまして、それぞれ連絡本部を構成してあります各省がその持ち分をきめまして、それぞれ、いま申し上げましたような点について今後どういうぐあいに考えるべきかという問題を詰めて、そうして大目安といいたしましては、今月一ぱい、まあおそくとも来月上旬までという、大体一カ月前後というのをめどといたしまして、ただいま申し上げました点についての具体的な検討案をつくりまして、連絡本部に持ち寄りましたこれを検討してまいらう、こういうことが昨日の連絡本部の会議で合意されました事項でございます。

○大矢正君 次に、昨年の四月の十六日、省議決定に基づいてガス導管防護対策会議というものを設置し、同年十二月二十五日、同会議議長から報告書の提出がなされ、それに基づいて公益事業局長名としてそれぞれの関係者に事故防止のための要望をいたしておるのでありますが、私の手元には、どういふ関係者にそれが送付されたかということは、資料としてまいっておりますが、このガス導管防護対策会議がいたしました答申、この概括的な説明を願いたいと思ひます。こまかいことはけつこうですから、大づかみに御説明をいたしたい。

○政府委員(馬場一也君) 昨年通産省に設けましたガス導管防護対策会議は、昨年の十二月末に御答申をいただいたわけでございますが、この内容につきましては、これは報告書は総論と、それから三節の各論に分かれておりまして、非常に広範

なものでございますが、検討いただきました事項といたしましては、まず他工事施工の際のガス導管の防護方法といたしましてこの報告書で言われております事項は、一番理想的なのは、他工事の際には、ガス導管を他工事によって影響を受けない場所、つまり別の道路に移設をすることをまず検討すべきであるということが最初に言っておられることでありまして、もしそれが道路等の事情でどうしてもできない場合には、やむを得ずガスをそこに置いたままガスをを行なうことになりますので、その場合におきましては、それぞれの道路状況に応じて、工事中はつり防護、それから工事が済みましたあとには受け防護を行なう、あるいはそれに際しまして管種変更を行なうというふうなことをやるということになるわけでございますが、それらの工事をを行なう際におきまして、最近の車両交通のふくそうしておる状況とか、あるいは工事施工の実態に適合するように現行の防護方法についてさらに検討すべきであるという結論になっております。この最近の交通状況なり施工方法の実態に適合するような防護方法を検討すべきであるという点に關しましては、いわゆるつり防護、受け防護等につきまして、それぞれ詳細な技術的検討あるいはモデル実験等を行なうていただきまして、今後検討すべき問題について具体的に技術的な御示唆をいろいろいたしておるわけでございます。

それから第三点といたしまして、他工事施工の際のガス導管の維持管理に關しましては、他工事業者はその工事を行ないます際に、事前にガス事業者と十分協議をいたしますとともに、また同時に、他工事業者とガス事業者はお互いに協力をいたしまして、工事中はその導管の状況につきまして立ち会い、見回り等を十分行なわなければいかぬ。さらにまた、工事が終わりました埋め戻しをいたしましたあと、土質層が安定をいたしますまで、ガスの漏洩の検査の頻度を普通の状態よりももつと高めるといふことをいたしますように、つまり他工事施工に際しまして、ガス導管の維持管

理についての措置ということ、現状より一そう強化すべきであるということが、大体答申に盛り込まれた内容でございます。この他工事業者との協議事項あるいは相互の見回り、立ち会い等につきましても、現在の状況を詳細にレビューしていただきまして、この報告書で指摘されておりますことは、この立ち会い、見回りにつきましても、両方の業者のできるだけ責任者が、立ち会い、見回り等におきましていろいろふくあいを発見いたしました際に、相互にそれが徹底し合うように、できるだけひとつ相互の責任者同士の間で立ち会い、見回りというものを十分やらなければいかぬということが強く指摘をいたされております。これを受けまして、先生いまおっしゃいましたように、本年の二月に公益事業局長名で、道路管理者、それから土木工事協会、帝都高速度交通営団総裁、それから五大都市交通局長等に対して通牒の趣旨に基づいて強力な事故防止措置を進めていただくように、報告書を添えまして依頼をいたしておるわけでございます。それからガス事業者に対しては、同様のことを指示いたしておるわけでございます。私ちょうど事故の当夜通産大臣に随行いたしました現地に参りました、市庁内ではいろいろ地元の御説明を聞きまして、大阪市の交通局長からは、この二月の通牒の趣旨に基づいて今回の工事にあっても相互の連絡協調ということについては十分意を用いておったつもりであるという御説明があったように承りました。

それからもう一つ言い落としたことが、防護対策会議におきましては、そういう他工事の際の問題点といたしまして、共同溝の問題、これを推進するためにはどういふ問題点があるかということにつきましまして、この対策会議の中に小委員会をつくりまして別途御検討をいただきまして、さらに諸外国の状況に至るまで調査をしていただきまして、共同溝に対する問題点といたしましては、共同溝については前向きに検討すべきである。ただし、ガスパ管を共同溝に入れるに際しましては、二、三技術的な問題点がございまして、共同溝にガスパ管を収容します場合、それらの技術的な問題点を十分検討をした上で共同溝の問題については前向きに対処すべきである。こういうのが防護対策会議のもう一つの結論になっていることを申し添えます。

〇大矢正君 いま対策会議の答申と、それから先般の事故にかんがみて政府に設けられました災害対策本部の当面の対策のたたき台とも言うべき考え方の表明がありましたが、そこでお尋ねをいたしますが、たとえば、共同溝というのを一つ取り上げてみても、これは直ちに大阪においても東京においてもそうでありまして、都市においてもこの種のガス事故が防止されるというのではなく、共同溝をつくるにいたしまして、相当長期にわたらなければ完全な状態にはならぬだろうということは思われまして、工法を変えてより安全なシールド工法を用いるといたしまして、建設関係その他との間における経費その他の問題、コスト高の問題等もありまして、あるいはまた地下鉄を設置するための掘きく工事を行なう場合におけるガスパ管の移設の問題にいたしまして、いま直ちにこれができるわけのものではなく、これまでやはり資金と、それから日時を要する問題なわけですから、そこでこの種の事故というものは、いま申し述べましたような抜本的な申しますか、将来にわたる問題としてこれらのことを検討され、かつ実行に移されることはけっこうなことでありまして、しかし、この種の事故は、現に他工事が東京都心においても、また他の地域においても行なわれている限りにおいては、再発する可能性というものを残しておるわけでありまして、よって抜本的なこの種の事故対策というものと、当面緊急対策と申しますか、そういうものがあわせて必要なことは申すまでもないと思うのでありますが、先ほど対策本部の会議の結論として、三点までは将来にわたる基本的な事項、四点以降は当面の緊急措置と申しますようか、対策といいますが、でき得る限りの検討と同時に対策

を講じていこうと、こういうことであらうかと思いますが、私も考えてみまして、この種の事故は二つの場合が想定をされます。一つは、すでに地下鉄工事が完了して、埋設をされた導管からガスが漏れて事故を起こす場合と、現に掘きく中でいまのようなオープンカット方式をとっている限り、つまりつりないしは受けの防護措置を講じつつ導管をはだかのままにしておいた状態で今回の事故ということがあるわけですから、そこで、第一の埋設以降における事故の場合に、その責任の所在、あるいは埋設後における保安維持の責任というものは、おそらく、私は正確にはわかりませんが、工事事業者とガス事業者との間に、このような条件のもとにすでに埋設をしたというところで、おそらく協定がかわされて、十分な安全管理がこのとおり行なわれておりますというところ、ガス事業者が受け継ぐわけでありまして、当然のこととしてその最終的な保安上の責任というものは、私はガス事業者にくるのではないかと。作業の結果を認めた上で、これでよろしいということになっておそろく引き取るのだと思うわけでございますから、だいたいたしますれば、最終的な責任というものは、工事業者というよりも、むしろガス事業者が保安上の責任を負わなければならぬという問題になります。そうでなくて、この種の導管が裸のままではつりたり、あるいは受けられたりする形においてに事故が発生した場合に、ガス漏れそれ自身を探知し、ないしは措置する責任等というものは、工事業者にあるのか、ガス事業者にあるのか。一体どちらにこれはあるのでしょうか。これをお尋ねしたいと思っております。

〇政府委員(馬場一也君) たいへんその辺のところをむずかしい問題点であらうかと思うわけでございます。直接の御答弁になるかどうか存じませんが、現に本件につきましては、この工事を始めますときに、大阪市の交通局長、つまり起業者、他工事起業者でございます大阪市交通局長と、大阪瓦斯の社長との間に「高速鉄道建設工事における埋設物保安業務の計画策定について」という、かがみをつけた文書がかわされておりました。そのいわゆる他工事に当たりますつきましてのいろいろ各段階における契約書ができておりました。これを参考までに、かがみの文を読んでみますと、最初のところは省略をいたしまして、「さて、このたび高速鉄道建設工事における既設埋設物の保安に関する相互連絡業務について、起業者である当局と埋設物関係企業各位と相互に充分なる協力とともに、建設工事に起因する既設埋設物の今後の事故発生防止に万全を期すため、別紙のとおりに計画策定しました。この計画策定にもとづき、建設工事における既設埋設物の保安業務については、公共工事としての重要性を考慮されて当局の建設工事における既設埋設物の事故防止のための責任業務遂行に対し今後ともますます積極的なご協力を頂きますようお願いいたします。」というものが、交通局長と大阪瓦斯の社長との間にかわされました文書のがみでございます。埋設物企業と申しますのは、これはガスパ管のほかには下水、あるいは上水道、それから電電公社の通信線、それからその下には関電のいわゆる送電線もございまして、これらの企業体との間におそろく同じような趣旨の文書がかわされておるのではないかと思います。こういう文書にかがみをつけて、そして工事計画から、ただいまの工事のつり防護、それから工事後の埋め戻しにつきまして、この諸企業体がいよいよ事業が明記をされておりました、この表によりまして、右の「各埋設企業体特記事項」というところでそれぞれ上下水道等各埋設物企業体の特記事項がございまして、その中で、都市ガス事業者のやるべきことが書かれておるわけでございます。その内容を双方で合意している、こういうことで工事を進めております。したがって、工事中におけるガス漏れその他のガスパ管の保安責任というものが最終的にどこにあるかというものは非常にむずかしい問題でござ

います。埋設物保安業務の計画策定について」という、かがみをつけた文書がかわされておりました。そのいわゆる他工事に当たりますつきましてのいろいろ各段階における契約書ができておりました。これを参考までに、かがみの文を読んでみますと、最初のところは省略をいたしまして、「さて、このたび高速鉄道建設工事における既設埋設物の保安に関する相互連絡業務について、起業者である当局と埋設物関係企業各位と相互に充分なる協力とともに、建設工事に起因する既設埋設物の今後の事故発生防止に万全を期すため、別紙のとおりに計画策定しました。この計画策定にもとづき、建設工事における既設埋設物の保安業務については、公共工事としての重要性を考慮されて当局の建設工事における既設埋設物の事故防止のための責任業務遂行に対し今後ともますます積極的なご協力を頂きますようお願いいたします。」というものが、交通局長と大阪瓦斯の社長との間にかわされました文書のがみでございます。埋設物企業と申しますのは、これはガスパ管のほかには下水、あるいは上水道、それから電電公社の通信線、それからその下には関電のいわゆる送電線もございまして、これらの企業体との間におそろく同じような趣旨の文書がかわされておるのではないかと思います。こういう文書にかがみをつけて、そして工事計画から、ただいまの工事のつり防護、それから工事後の埋め戻しにつきまして、この諸企業体がいよいよ事業が明記をされておりました、この表によりまして、右の「各埋設企業体特記事項」というところでそれぞれ上下水道等各埋設物企業体の特記事項がございまして、その中で、都市ガス事業者のやるべきことが書かれておるわけでございます。その内容を双方で合意している、こういうことで工事を進めております。したがって、工事中におけるガス漏れその他のガスパ管の保安責任というものが最終的にどこにあるかというものは非常にむずかしい問題でござ

さいますが、交通局長と大阪瓦斯との間に、工事期間中の保安業務につきましては、当局——大阪市交通局——が全責任を持つて当たら。ガス会社はこれに協力せられたい、こういう趣旨で双方は合意をしておるようでございます。しかし、むしろ都市ガス企業といたしましては、ガス管を露出をいたしますので、ガス漏れにつきましては、ガス事業者は当然ガス工作物の維持義務を法律上負つておりますので、ガス事業者といたしましては、こういう協定書にあるといふにかかわらず、協定事項としてではなく、毎日当該部分の巡回点検をして、ガス工作物の保安点検に当たつておる、こういう状況のように承知しております。

○大矢正君 このことは、事故の究明、そうして今後の対策を立てるという面と、いま一つは、おそらくこれ以降、刑事責任ないしは民事上の責任が追及されるであろう事態における非常に重大な問題点であると思つております。ガスを需要家に供給をしてゐるガス会社が、保安上の責任と義務があるといふことは明確でありますから、単にそのことだけから考へてまいりますが、それが他工事が行なわれていようがまいが、そういうガスによつてかき事故が発生する場合には、これは当然のこととしてガス事業者とその責任があるという解釈が成り立ちますが、一方においては、なるほど導管防護のための措置を十分講じ、かつまた、工事業者自身の故意もしくは過失によるような状態におけるガス事故というものでない限りは、当然のこととしてガス会社が責任を負わなければならない。しかし反面において、なるほど導管供給をいたしておるガス会社に事業責任があるとしても、保安上の責任があるとしても、それは埋設をされている平常の状態において言えることであつて、工事との関連というところになつてくると話は別だといふ解釈も当然また生まれてくると思ひますし、おのおのこの種の問題は水かけ論に終わる可能性が非常に多いわけでありまして、特にその際一番問題を起こすのは、被害者に対しての措置がそこから問題点として出てまいりま

す。これは単に先般の大坂だけの問題ではないのです。東京都内においても何回かそういうことが繰り返されておるわけでありまして、事故原因の究明は、いま言ったような対策の問題とあわせて、刑事、民事上の責任、そして被害者の補償という問題に発展していくことなんで、その点では私はこれ以上こまかく立ち入つてここで質問いたそうとは思つておりません。むしろ、これは警察庁ないしは警察当局が十分原因究明をされていくべきことであると思ひますので、申し上げませんが、ただ一点、私に言わせていただきますならば、やはり法律上明記するべきであるかどうかは別といたしまして、この種の工事は今後も続きますからして、埋設してしまつた、すでに工事完了後の導管の事故は別として、まず裸導管の場合における保安上の最終的な責任というものはどちらにあるのかといふことを、何らかの形で明確にしておかないと、この種の事故が再発した場合に、責任のなすり合い、そして被害者が泣かなければならぬといふ事態が必ず出てまいらると思ひます。そういう面における通産当局の御検討を心からお願ひをひとつしたいと思ひます。

それから次に御尋ねをいたしますことは、旧法に基づきまして保安基準というものを通産省令で定めることになり、「保安上の基準は、左の通りとする。」といふこの内容が、私の手元におたくの局から届けられておりますが、かつての東京都における事故等から見まして、当然のこととして、この省令の中に、あのような裸導管の状態における保安対策、安全対策というものが出てなければならぬのではないかと実は思つておるのではありませんが、遺憾ながら、どうも私の読んだ限りにおきましては、現在の省令の第四章の「保安」の項目の中には、先般大坂における事故の際に、それを未然に防止する意味における保安上の基準といふものがなかつたやうな感じがいたしますが、しかしそうなりますと、昨年も事故を現に起こしているわけでありまして、あの種の事故は想定をされることでありますし、特段この保安基

準は国会の議決を要することではなくて、政府が省議その他政省令で定められる事項でありますから問題はなかつたのではないかと感じいたしますが、この点はいかがでしよう。

○政府委員(馬場一也君) 先生御指摘のとおりでございます。現行のガス事業法に定められております保安上の基準、それからその保安上の基準を具体化したいたしましたガス事業法施行規則に定められております具体的な省令事項、この中にもこのガス導管の備うべき性能といふことが、要求事項といふのが書いてございますが、きわめて抽象的でございます。おそれる埋設されております状態におけるガス導管の備うべき基準といふことを予想して書かれた省令であるかと思ひます。いわゆるそれが今回の他工事の場合のように、それが暴露いたしました、いわゆるつり防護等でささえられておる状態における、あるいは埋め戻された状態におけるガス導管の備うべき基準といふものを律します省令といふことは、きわめて抽象的に過ぎる、具体的ではないといふことについては御指摘のとおりでございます。われわれとしては、先ほど申しましたように、先般のガス導管防護対策会議においていただきました結論を十分そしやくいたしまして、最近の交通情勢等に應じて、そういう特殊な場合におけるガスの導管の備うべき基準というものを、この省令に追加補強したいつもりでおるわけでございます。これは言ひまでもなく、先生御指摘のようにガス事業法の改正前と改正後とにかかわりなく行なうと思ひます。行なふ事項でございますからその点について検討が非常に必要でございます。今後ではまことに残念に存じております。今後できるだけ早くその部分の省令を具体化したしたい、かように考えております。

○大矢正君 次に御尋ねをいたしますことは、事故発生段階におけるガスの供給を停止するという機能の問題についてお伺ひをいたしたいと思ひますが、新聞等の報ずるところにより

ますと、中圧管のほうは短い時間の間にバルブを締めたのかどうか存じませんが、ガスをとおるのではありませんが、何か技術的な問題があつて低圧管のほうは事故後かなり長時間にわたつてガスの出つばなしといふふう聞いております。そこで、まあほんの少量のガス漏れでありますれば、これは技術を習得している者が飛んで行つて解決をするといふこと、その部分の何らかの措置を講ずることは可能でありましようけれども、しかし噴出するガスの量が多いといふことになりまいくことは不可能なことであります。これは炭鉱なんかでもありますが、可燃性ガスが、ある一定量ある場合には、当然のこととしてそばに近づいて行けないのではないかと思ひます。あります。その際に、たとえば工事をいたしまする場合においては、その措置を講ずるための仕事をする者の安全を守るようなものがあるべきやうなと思ひます。炭鉱の場合には救命具をつけまして、ガスを吸わないやうな形の現場の措置といふものがとられますが、あまり都市ガス供給の保安上の問題としては、そういう点は見受けられないやうであります。もしそういうことで、ほんとうにわずかの漏れであり、そばに寄つて処置をすることができるような状態ではないといふ場合においては、ガスをとめる以外には方法がないのじやないかと私は思つておりますが、技術的に今日の段階でガスをとめることができないといふことになりますれば、一たん噴出したガスは、結局のところ、この間の大阪のやうな事故を起こすまではとまらないといふことになつてしまふわけでありまして、その面についての不安感が私としては残るのであります。このやうな面をどのやうに措置をされるつもりかお伺ひいたしたい。

○政府委員(馬場一也君) 今回、どちらが先かはいま調査中でございますが、現場には中圧管と低圧管とが通つておりました。それで中圧管につきましては、いわゆる停止のバルブがついておりまして、事故後比較的早い時間にバルブを作動い

たしましてとめることができたのであります。低圧管については、そのバルブがついていないので、これはいわゆる低圧管に穴をあけて、パグを入れてガスそのものをパグをふくらましてとめるという方法しかない、それにかかりの時間がかかるということで消火が非常におくれたという状況でございます。そこで、問題はその低圧管になぜ従来バルブがなかったかということ、あるいは今後ともないかということでありまして、私もこれといたしましては、この低圧管につきましても、これからはやはり早急にとめることのできるバルブといいますが、そういう遮断装置をつけさせる方向で、先ほど申しました省令の問題も考えていきたいと現在思っております。で、低圧管に従前バルブがついていない理由は、低圧管は急にとめたい、と申しますのは、低圧管は直接家庭の中に入る導管につながり、一番消費者もよりの管でございますので、これを早急にある事由とめましますときには、十分関係の需要家に周知徹底をした上でございまして、一たん事故のガス漏れの修理が終わりましたら、ガス管を、低圧管を再び開きました場合に、今度は各消費者の手元で従前とまっておりますから、うっかりしておりますと消費者のほうで、各家庭のせんを締め忘れたまして不用意にガスが出まして、需要家先で中毒事故を起こす可能性がございまして、低圧管はなかなか用意をいたさない早急にはとめるべきでないというような事情がございまして、したがって、そのバルブがついていなかった、こういう理由のようでございます。その辺のところも、実際にバルブがつくときにどうやるかということが一つの問題点でございますが、その辺のところも含めまして、十分今後省令を検討してまいりまことに、低圧管にバルブをつける方向で考えてまいりたいと思っております。またそれに伴いまして、ただいまのような需要家先における中毒事故の防止、それに対して早急なPRをどうするかというところにつきましても並行して検討を進めてま

いりたい、かように考えております。それから、修理作業中に防毒マスク等が必要な場合には、これは必要に応じて用いることになつておるわけでございます。今回の場合にそれをどういうふうにご利用いたしましたか、ちょっと状況はつかんでおりませんが、作業中に必要でございすれば防毒マスクの用意はしてあるわけでございします。

○大矢正君 いろいろと技術的には困難な問題がおりになるだろうことは私もわかりますが、十分ひとつ検討をしていただきたいと思ひます。し、保安基準、あるいは事業者が提出する保安規程の中で、どのような形のものが現実的にもまた技術的にも好ましいかということをもひとつ御検討いただきたいと思ひます。

最後に、政務次官に、質問というよりも、むしろ希望意見として申し上げておきたいと思うのであります。今回の事故は十日現在で、先ほどの報告にもありましたように、死者七十四人、けさの新聞ではまた一人ふえまして七十五人になりました。重軽傷者がかなりおりますところから見て、この種の事故は一週間ないし十日間ぐらいのうちにかなり死亡する例が過去において多いわけでありまして、まだ死亡者が増加する可能性というものはあり得るわけでございまして、あわせて負傷者の数が二百人をこえるという膨大なものであります。これらの方々に対してそれ相応の補償をする、こういうことになりますれば、これは家屋その他の損害をあわせて考えればたいへんな金額になるわけであります。したがって、この事故の最終的な責任が、たとえば大阪瓦斯にあるということになりましても、あるいは建設業者ということになりましても、あるいはまた市ということになりましても、いずれかが刑事上最終責任を負わなければならぬことになりましても、これはたいへんな負担ということになります。場合によっては企業自体あるいは市の財政自体がひっくり返るのではないかとというような心配がされるような重大事故であります。私はどこに責任があるかと

いうことをここで申し上げる気は毛頭ございませぬ。それだけに、負傷者の方々に對する、あるいはまた犠牲者の方々に對する措置というもののつきましましては、万全を期してもらわなければならぬ。これは民事上の責任というものは、かりに犠牲者が訴訟を起こしましたとしても、刑事責任が明らかにならないうちには最終的には明確にならないことだと思ひます。だいたしましては、かりに結果としていづれかの事業主が刑事責任を負うことになり、さらに民事上の責任を負わなければならぬということになりましても、期間的に相当長期を要するものであります。あわせて、はたしてそれだけの支払い能力にたえ得るかどうかという経済的な問題もあるわけであります。からして、この際、政府みずからもどのようにしてそれらの問題を解決されるのか。もちろん通産当局だけで犠牲者に対する、あるいはその他の方々に対する措置が講ぜられるとは思ひませぬけれども、各省、各担当者と十分協議の上、この種の事故のために、犠牲者に経済的に非常に苦痛を伴わせることのないように、十分にひとつ通産省みずからが、ガス事業者の監督官庁であるという立場において、配慮を講じてもらいたいというところを、希望意見として申し上げておきたいと思ひます。

○政府委員(内田芳郎君) 先生御心配のように、いま、なぐなれた方の数字も変わっております。きのう午前八時現在でまた二人なくなりました。男六十六名、女が十名で計七十六名でございます。御心配のように、今後のいろんな補償、遺家族、被災者、こういう方々には、私どもも昨日の対策本部でも協議をいたしましたけれども、万全を期するように、そして御心配がないようにしたいと思ひます。

○竹田現照君 最初にちょっと消防庁にお尋ねいたしますが、最近こういう事故が相次いで起きておりますけれども、これについて消防庁としてどういうふうにお考えになっておられるのかお聞かせ願います。

○説明員(永瀬章君) この種の事故が最近あらちちらで起きております。今回の事故を見ますと非常に多数の方々がなくなられ、あるいは負傷なさつておりました。私どももいたしまして非常に申しわけないと申しますが、また御同情申し上げておる次第でございますが、私どももいたしましては、この種の事故が起きただけ起らないことを望んでおります。また対策をいたしまして、できるだけ早く漏れが発見され、そして私どもはもうへも御通知いたしまして、現場活動におきまして特に爆発の防止、すなわち、あらゆる火源になりますところの火気を早く停止していただく。また、危険が感じられます場合には、周囲の人たちに早く避難していただく。このような措置をとりたいと考えておりました。これにつきまして現場活動をいかにすべきか。いままでの事故につきましましてはかなり小さな事故が多かつたのでございします。今度の事故に際しましては、当初出動いたしました部隊がかなり数が多いとは必ずしも申し上げられませんが、これらの体制につきまして今後検討を続けていきたいと考えております。

○竹田現照君 消防庁は、ガス漏れが起きたり火が吹いたりしたら消しに行くということですが、事前の工事査察、そういうことがいまの法令上は消防庁に何もないわけですね。そういう点で、東京消防庁あたり、事前査察ということについて消防庁にも権限が付与せられるということがあつてもいいんじゃないかと思ひますが、こういうことはどうですか。そして、これは対策本部の中に消防庁も入つていらつしやと思ひますけれども、そういう点は消防庁の見解として述べられておるのか、対策本部の中に、けさの新聞で拝見する中で、消防庁が所管することについてそういう問題について触れられておりませんが、そういう問題はどうなんですか。

○説明員(永瀬章君) ただいま御指摘の事前の状況、あるいはその状況を知ることにつきましては、私どももいたしまして、現在のところ法的には

権限が与えられておりませんが、いろいろな事故が各種各様に起こってまいります。今回の事故にかんがみまして、いままでも努力はしてまいりましたけれども、できるだけガス事業者の方たちと連絡を密にいたしまして、事前に、ガス配管の埋設状況、このようなものを御協力によりましてとりたい。

次に、開きく工事を行なっておりますものがありございす。この状況も、実のところ報告等の義務はございせんが、しかしながら、先ほど申し上げましたように、事故が起きますれば直ちに出勤いたしましていろいろな措置に当たらないければなりませんし、また、先ほどは申し落としましたけれども、現状におきましても火気の停止あるいは避難等についての権限も多少ございすので、これを行なうために、工事の状況あるいはその進捗状況、このようなものを御協力によりて当面の間は事情を把握していきたい、かように考えております。

なお、今後の法令改正等による権限の付与等につきましては、なお検討を続けてまいりたいと考えております。

○竹田現照君 これは通産省のほうにお尋ねいたしますが、どうもこの間現場を調査をしまして、一時間前にガス会社は検査したと言っておりますね。いろいろとやってみると、検査をして三十分後ぐらいからどうもガス漏れなども起きたようなんですね。機械も見せてもらいましたけれども、検査をして三十分ぐらいあとにガス漏れが発生したと想定されて、それであれだけの事故が起きたというの、一体何を検査しているのか私は理解に苦しむわけです。どの程度の検査をしたのか。毎日やったというけれども、毎日はやっている。そうすると、消防庁はかなり職員も第一線に配置して火災予防その他についてふだんからたいへんな努力をされていまして、消防庁なんかにもそういう権限というものを与えて、こういう事故の未然防止のために何らかの措置をすべきではないか、そういうふうに思いますけれども、いかがですか。

○政府委員(馬場一也君) 最初にガス事業者が、今回もいろいろ大阪瓦斯の報告によりまして、当該箇所につきましては毎日巡回点検をいたしておったという由でございまして、現に当日も、ただいま先生御指摘のように、事故の一時間前に、一時間にわたりました、これは大阪瓦斯の本社にありましてこの種の経験を約二十年間にわたって持つております三十九歳の工手補が長になりまして、四名でパトロールしておる、こういうことになつております。その当時、何らの異常がございせん、一時間の間にこれだけ多量の爆発を引き起こすようなガスが漏洩をしたということがなぞ起こったかというところにつきましては、私もきわめてわからない、現在最も疑問とする点でございまして、その辺のところを、今後の調査で十分——一時間の間にどういうことが起こりましたかというところを早急に詰めてもらいたいと思っております。

それからただいまの消防との関連で申し上げますが、昨日の本部の会議でも議論されたのでございますが、消防庁のほうに事前にこれらの配管の状況なり、工事の状況について、御連絡、御通報しておくということにつきましても、今後検討しなければならぬと思ひますが、同時に、不幸にしてこの種の事故が起きました、消防庁なり警察なりがかけつけていただきまして、あの事故拡大防止のためのいろいろな通行人を遠ざける問題でありますとか、応急のさまざまな措置ということにつきましても、昨日の本部の会議におきましても、ひとつ全国各地でそういう事故を想定いたしましたときの相互の通報体制なり、あるいは現場におけるいろいろな作業のしかた等につきまして、できればひとつ今後訓練等を行ないまして、不幸にして事故が起きましたときの災害の拡大をできるだけ少なくするというところについて、お互いふだんから消防庁、警察のイニシアチブで訓練等を行なうということがいいのではないかと、その具体案を消防庁なり警察なりのほうで御

検討していただくということに相なつておるわけでございます。

○竹田現照君 検討検討でまた事故が起きないように、早急に対策を練つていただきたいと、そう思います。

そこで、時間の関係がありますから、二、三箇単にお尋ねしますからお答えをしていただきたいのですが、先ほど対策本部の総合対策として共同溝の問題が出ていますね。三十八年にできた共同溝の整備等に関する特別措置法が、何か伝えられるように、まだ十キロぐらいしかできていないのですね。しかもこういう問題について一番だめだったのが、一番これについて抵抗したのが大阪で、特にまた企業の中ではガス会社が冷淡であつた。こういうことも伝えられているわけですね。大阪でガス会社となると、大阪瓦斯なんです。一番冷淡だった。この会社がこんな一番でかい事故を起こしたわけですから、現行の法律がなぜできないのか。金がかかるのと、いろいろありますけれども、こういう点とあわせて、すでに法律があるはずですから、この総合対策としてその辺をどういうふうにお考えになつておられるか。

それから科学技術庁に五年も前に都市ガス保安整備勧告というものが出されているのですけれども、これはお蔵になつてしまつて全然顧みられない。科学技術庁に、たいした権限のないところに勧告をされたという答申というものは、政府としてあまり重視していないんだと。まあ、しかし科学技術庁に勧告されていますけれども、本来は通産省がこの勧告にもう少し積極的に取り組むべき性質のものなんですね。それがお蔵にされてあるというふうなことは、私は非常に問題がある。いくらこんなものを審議会をつくらせていろいろな勧告を得ても、何一つ実行されない。それで人柱が立つてはじめて何だかんだと騒いでみても、これは始まらないと思うのです。だから、事前にこういうものが出されているわけですから、ガス事業法の改正ばかりじゃなくて、こういう問題を真剣に取り組むべきことで、いま設けられている

災害対策本部が抜本的に取り組むべき問題ではないか、そう思うのですが、この点についてひとつお答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(馬場一也君) 共同溝の法律ができてから、御指摘のようにまだ全国的に見ますと非常に共同溝の実績が少なくてございす。特に大阪におきましては非常に少なくてございす。この共同溝に特にガス管を収容します場合に、ガス事業者、特に大阪瓦斯が非常にこれに対して消極的であつたという御指摘でございす。が、私、大阪瓦斯の場合、具体的にどういうケースであつたか詳細に承知しておりませんが、共同溝にガス管を入れますについては、経済上の問題のほかに、先ほどもちょっと申し上げましたように、ガス導管防護対策会議でも指摘されましたような技術的な問題を詰めるなければいけません。点が数点ございす。たとえば共同溝にガス管を入れました場合に、その共同溝から枝管が出ますけれども、その枝管の貫通部と申しますか、共同溝を貫いて出る部分に特に荷重がかつてまいりますので、その部分におけるいわゆるガス漏れというのをどうやって気をつけるかという基本的な問題、あるいは共同溝の中に温度変化がございまして、その中にあるガス導管が膨張もしくは収縮してガス漏れを起こしたときの対策措置あるいはガス漏れがございまして、緊急の警報あるいは緊急手段というふうな点、技術的な点が数点ございまして、これらを詰めて共同溝の問題を考え、こういう御指摘でございすので、これらの点を今後十分検討してまいりたいと思ひます。共同溝そのものには、これからガス事業者その他ともども抜本的な問題として前向きに対処してまいりたい、さように指導したいと思つております。

それからパイプ・ラインの資源調査会の勧告に対する問題でございす。これは四十年前に資源調査会から科学技術庁長官に、さらに科学技術庁長官から関係の各省にもまいつておるわけでございますが、この報告が眠つておつたわけでは決してござ

いせんが、この報告の趣旨は、いわゆるたたい

まのような都市ガスの供給導管についてどうこう
というところが直接の問題ではございませんで、い
わゆる京葉工業地帯あるいはそういう新規のコン
ビナート地帯における相互のいわゆる工場間の原
料ガスのパイプ・ライン、これを計画的に設置し
なければいかぬ。そのときにおけるいろいろな保
安上の問題というのを主テーマにした報告でござ
いまして、若干、今回の地下鉄工事における防
護方法その他という具体的な保安問題を直接
接取り上げられておりませんので、今回の問題と
はちょっと次元が違うのではないかと、いふふう
にわれわれ思っておりますが、たゞ趣
旨といたしましては、この報告に盛り込まれたバ
イプ・ラインをさまざま引きまます場合の他工事、
他のパイプ・ラインとの保安問題その他について
十分注意しろという御指示につきましては、全く
そのとおりであると思っておりますので、十分そ
れらの精神を参考にいたしまして、いろいろ保安
問題を考へておるわけでございます。決して眠っ
ておたわけではございません。

○竹田現照君 最後に、大阪でもちよつと感した
のですけれども、どうももうそろそろ責任のなす
り合いがつかないか、言ひ方が悪いのですけれど、
そういうような方向がちよつと感ぜられるので
す。きのうの政府調査団のけさの新聞に出ておる
ようなことを見まして、どうもそういうような
気がしますけれども、今度だけは徹底的にその原
因究明をして、その責任の所在というものを明ら
かにするように最大の努力をしていただくこと
に、政務次官強く私からお願ひしておきます。

○小柳勇君 この間の本会議の総理大臣の答弁を
聞き、きょうまた局長の答弁を聞いて、その対策
の問題で、時間がないようですから要点だけを質
問していきたいと思うのですが、どうも一口に言
いますと、悪いことばで言うところ、その場のがれ
の、事件が起こってからこれこれと言ひさえ
すれば、それで大衆国民が納得するというような
印象を受けるものですから、具体的にどうするか

といふことを聞いておきたい。

いま五つ言われた。総理も大体このようなこと
を言われたのですがね。第一から第四までは将来
の問題ですね、これは。第五だけがいまのとり
あえずの対策ですよ。したがってこの第一から第
四までの、たとえば工法の変更、共同溝をつくる
というようなこと。それからガス管の移設をする
こと。それから工事者にガス管の知識を十分訓練
するということ。これはいままでも必要であるに
もかわらず、長い将来でなければならぬが実効の
あがらない問題です。そこで、このような対策
は、いままでもおる工事には一体どういふふう
に適用してまいるのか、これが一つ。この四つの
問題をいまやっておる工事に対してどういふふう
に具体的に適用してどういふふうの実施するの
か。それは工事主体とそれから工事施工者と下請
業者がありまますから、現地の工事をずつとわれ
れが想定してまいへん問題ですよ。言うのは
やすすとも実施するのはなかなかたいへんです。
現にもう地下鉄工事は方々で進捗しておりますか
ら、その現在の工事にはどういふふうなこれを実
施するの。第一の工法の変更について、一体ど
れだけ費用が違ひますか。オープンカット方式と
シールド方式ではキロ当たりの工事費はどのくら
い違ひますか。それから共同溝をつくるにはキロ
当たり一体どれだけの経費がかかりますか。ガス管
を移設するといつても、地下鉄をつくるのにこの
ガス管を裏道を通つてまたものように引くには
一体どのくらい工事費がかかりますか。それから
ガス管の知識を訓練するといふことでございした
けれども、いままでも人もおりません。現在の職員
を早急に訓練しなければならぬ。これには一体
政府はどういう対策をとりましたか。このような
具体的なものをもう少しわかりやすく話されませ
んと、非常にこれは聞いただけでは足りませ
ん。あつた、きょうまた爆発事故が起こらな
いとも限らない。そういう問題について政府は一
体どういふふうにか考へるか。具体的に金の裏づけ

のないといふような施策といふものは口頭では
ないかと思ふ。施工者は、はい、はいと聞きます
けれども、それが下請のほうにいくと、実際金が
かかりまますからなかなかやらないでしょう。当面
の問題の最後のほうの、ガス漏れを知る自動警報
機を買ふ場合に、政府は一体警報機を買つてた
で貸すのか、買ふ人にはその資金の金融上の保証
をするのか。何か具体的なことをやりませんか。
これは政府の通り一べんの国民に対する言ひわけ
のような気がしてならない。この間の総理の答弁
から私はそういう気持ちを持っております。この
一問しか質問しませんが、具体的に答弁してく
ださい。

○政府委員(馬場一也君) 当面、地下鉄工事が大
阪はじめ各地で現に進行しております。これらの
ものにつぎましては、御指摘のようにシールド工
法にいま切りかえるわけにはまいりません。当面
進行しております各現場の地下鉄工事につきまし
ては、事件後すぐ第一回の対策本部で定められた
ことでございしますが、それぞれの工事の主管官
庁、地下鉄で申しますならば運輸省その他関係の
各省庁が、とにかく現在進行中の工事に対して
いゆるふぐあいがいかどうか総点検するよう
に指示いたしまして、これは実行に移されてお
ります。と同時に、通産省といたしましては、ガス
事業者に対しては、現に進行中の他工事関連
の工事につきまして総点検するように、全国の各
ガス事業者に通達を出しまして、これも現在進行
中でありまして、もしその間、総点検の結果、改
善すべき事項があればそれを改善して、どうい
うふうに改善したかといふことを通産省に届け出
まふに、通産省はそれはそのとおり行なわれたかど
うかといふことを、これもできるだけ実地につ
いて検証するようにという通達をガス事業者と通産
省にいたしております。現在進行中でございま
す。それからさらに昨日ガス導管防護対策会議の
ときも、学識経験者としてお入りいただきまし
た。東大の星塾先生はじめ四人の先生方に現地の工
事そのものを御視察願ひまして、現に行なわれて

おるこれらの工事の中で特にふぐあいな事項、改
善を要すべき事項があるかどうかといふことにつ
いて、専門的な立場から御視察をいただき、き
うあすのうちにその御所見を各省と一緒にとつ
て、もし何か直すべき緊急問題があればすぐ手
打つつもりであります。緊急に、現在進行中の工
事につきましては、そのようなことで各省をあ
げてやつておるわけであります。同時に、たゞいま
御質問のありましたシールド工法等の場合にどれ
くらい負担がかかるかといふ問題でござい
ますが、これは私、それぞれ当該省庁でこれから具
体的に御検討いただくことでありますので、正確に
お答えできませんが、たとえばシールド工法につ
きまして、昨日、本部の御議論を聞いておるま
す、比較的深い地点で地下鉄工事をやりますと
きはシールド工法をとるほうが安いという事例も
あるようであります。比較的浅い地点でシール
ド工法を行いますときは、その土地土地の地形、
地質等にもよりますけれども、いわゆる現在のオ
ープンカット工法に比べて相当割高につく。三
割から五割くらい割高につくといふお話が当該
省庁からありましたから、御報告申し上げます。
○小柳勇君 補足ですけれども、これだけの大
きなガス爆発が起こりまして、通産省としては、
対策本部として特別に緊急要請でもしたようなこ
とがございしますか。

○政府委員(馬場一也君) これは通産省といたし
まして、先ほど申しましたこれから各省で検討す
べき八項目、それぞれ具体案がだんだんできてま
いりますと予算措置をお願いしなければいかぬ事
項もそれぞれあるのではなからうかと思つてお
ります。それらの問題を予想しながら、これの八項
目については、検討の結果に基づいて前向きに対
処していかうという基本的な考え方は本部でき
まつておるので、そういう問題がだんだん具体化
してまいりましたならば、いろいろ予算的に要求
をするといふような問題も出てまいらうかと思
うのであります。さしあたり通産省の分について考

えますと、先ほど申し上げました八項目の中で、いわゆる保安監督体制の強化と申しますか、おもに人員の問題になろうと思いますが、そういう点もさらにわれわれは詰めて、できるものならばひとつそういう点についてもなるべく早くそういう措置を講じていただきたいということを考えております。

○小柳勇 要望ですけれどもね。まず、総点検を始めておるようだけれども、そういうのがいつごろ大体見通しがつくのかということですね。それからあとオープンカット方式とシールド方式、これは専門家がやっておるのですから、簡単に、変更してもガス爆発はなくなりませんと、そういうものではないと思うのです。技術屋は技術屋のちゃんと思いを持ってやっておりますから。たまたま起こったからオープンカット方式をシールド方式に直すんだと言って国民の心をこまかすことはできぬと思う。だからオープンカットとシールド工法の一キロ当たりの単価でもいいから、いまおっしゃったように、深いところではシールド工法でやる、浅いところはオープンカット方式でやる、経済的な問題もありましょうから、そういうものを資料で出してください。共同溝をつくるのも、法律がありましても公共団体としてもなかなかたいへんなようです。これは技術的なものもありましようけれども、早急に資料を出していただく。どこに隘路があるのか、法律はできたけれどもなかなか賛成しないという意見も、竹田君の言うとおり、私も聞いておりますから。どういふところに隘路があるか、それを一つ一つそういうものを解決しなければ、いつまでも大都市のこういう事故はなくなりません。それは資料を出してください。

それから最後のほうの自動警報機の問題も、下請に中小企業などがやっておりますから、それを自動警報機を買えと言っても簡単にいかない。たとえば炭鉱爆発のあとには直ちに政府が金を融資したりするように、これについては政府が特別に買ってやりましよう、買って貸しましようとか、特別に融資しましようとか、具体的にきめて、それをこの委員会に報告してください。

○委員長(村上春蔵君) 速記を止めて。
〔速記中止〕

○委員長(村上春蔵君) 速記を起して。

○浅井孝君 今月の二日の日に、私から保安の問題また工事をする場合の各当局との連絡の問題またガス管の戸籍の問題ということについて種々質問をしたわけでありまして、不幸にいたしましてそのような問題が五日後に起きたわけでありまして、まことに申しわけないと思うのであります。また開発されたならばならないのであります。しかし都市の開発と同時に災害というものは必ず並行して起こるものではないかと、人知の及ばざることを考えますと、これは当然のことかと思われろを考へます。そこで、時間も過ぎましたし、わけでありまして、そこで、時間も過ぎましたし、先ほどから各委員の方から細に入り微に入つての御質問がありましたので、私はそれに重複した質問をしたいとは思いません。ただ、私がいま感ずるところのものを総括して一言だけ質問させていただきます。こういうふうに思うわけでありまして、

それは、先日のあの問題は五時間前にもガス漏れがあった。だから、近所の人にはたばこを氣をつけてくれと、こういうような話があったと、私はちやうどからだが悪くて堺のほうにおつたので聞いたわけでありまして、先日質問いたしましたように、このガスの探知機というものはいろいろあるけれども、あの都市ガス、いわゆる一般ガスについての特種な探知機はないんだと、やはり一つの例を引いて私は質問したわけでありまして、そういうように、科学の進歩があるにもかかわらず、なぜこのガスに対して特殊ないわゆる探知機がないのだからかと、これは私の古い頭から考えて、現在の科学の進歩の上から見るとまことに不審と思わざるを得ないのであります。人命の尊重といいますが、これは人命の尊重をつくるのか、またはこうだとか、いろいろな方策はあるで

しょう。しかしながら共同溝といつても、聞いてみれば一緒にすることは難事中の難事だと、なぜかならば、ガスというものはものごとがあつたならばその中に充満すると、こういうような話も聞きます。別のところにつくらなくちやいけ。それと、先ほどの質問がありましたとおりの、なかなか費用の点においてもたいへんだと、こういうようなお話を聞きますが、こういうところから見まして、もっと人命尊重を基本にするならば、この一般ガスについて特にその研究機関なり何なりをつくってやってよかつたんじゃないかと思うのです。で、今日まであまりにもそういう点にルーズであつたのじゃないかと、こういうふうにするわけでありまして、ガスなんかは、特に水、いわゆる上水下水とは違ひまして、これは一つ違ひますと今度のような大きな事故を起こします。人命をそこなうものであります。だから、一家庭の中におけるところのガス漏れというものはよく気がつくわけでありまして、しかし、大きなものになりますと、なかなか気がつかないと、こいういうわけでありまして、いわゆるその責任感といひますか、そこに私は問題があると思うわけでありまして、それにつきましては、この工事をやるにあたりまして、監督官は常動しておつて、そうしてそれを検査していたということでありまして、しかし、五時間前からいかにしたと、こういうことになりまして、これはほんとうに監督していただのであろうかならうか、あれほど爆発を起す問題でありますから、もはやそれは気がつきそなうなものだと思ふのです。いわゆるおいをかいでというあの話がありましたけれども、そういう点から見ても、パトロールにいたしましたも何にいたしまして、いわゆる人命の尊重という、ガス自体の性質からいって、もっと真剣な態度で監督しなくちやならないのじゃないか、そういう点で当局はよほどその指導監督をしなくちやならないと、こいうふうには思ふわけでありまして、次に申し上げたいことは、この工事でありまして、今後都市開発が進むにつれて次から次へと

工事が進むであります。その工事に対してしまして、下請、下請というところでだんだん下へ行つてしまふのじゃないかと、こいうような感じが非常にするわけでありまして、こいうことに對しても、もっと安く上げるだろ、早くできるだろと、そういう方向ばかりに氣を取られてまして、そしてこのような災害が起るんじゃないかといふことも、今後よくよく氣をつけないといけない問題じゃないか、こいうふうな考へるわけでありまして、そういう点からいたしまして、このたびの、とうとう犠牲者を出しましたが、そのとうとう犠牲者に対しまして補償のことは、先ほどからも質問ありましたけれども、これはもちろんその遺家族に對し、また御本人の靈に對しまして、万遺憾ない対策を講じていただくことはもちろんのことでありまうけれども、今後の対策こそは、真にその靈に對するほんとうのわれわれが行していくべき道ではないかと、このように考へるわけでありまして、こいう点からいたしまして、今後の政府のあり方、また担当である通産省の方々の御意見を伺ひまして私の質問を終わりたいと思ひます。

○政府委員(馬場一也君) 先生おっしゃるとおりでございます。当事者のいろいろの保安意識の問題、それからこいう警報機その他の開発の問題等につきましては、まさに御指摘のとおりでございます。私ども一そう当事者の保安意識の高揚ということに監督官庁といたしまして努力をいたしましてまいりたいと思つております。また、犠牲になられました方々の補償につきましては、先ほど政務次官からお答え申し上げましたように、責任の所在を究明することはもちろんでございますけれども、それらに應じまして、ひとつ当事者のほうから犠牲者に対する補償が十分に行なわれますように十分に監督指導してまいりたいと思つております。

工事に關しまして下請をいろいろ使つていくという問題につきましては、通産省として申し上げる筋合いのことではございませんが、以上、保安

意識の問題、補償の問題につきましてはそのよう
に考えております。

○委員長(村上春蔵君) 簡単に願います。

○浅井幸君 はい。下請の問題であります。こ
こで、その労働者の方々は出かせぎの方が多い
というところであります。だから、よほどこのガス
の問題は周知させていかなければならないと思
うのです。何にしても五時間たつて爆発した、こ
ういふふうには現地で聞いておるのです。こ
ういふことから考えますと、近所の人がたばこを
つけると、それで、パトロールはしている、どう
もここに理屈が合わないんです。そういうところ
からしまして、近所の方々の意見といえますか、
そういう知らず知らずの間に受けたところの感覚
ですか、そういうものを、やはりその監督者であ
るものならば探知していくべきものじゃないかと
思うのです。ただ、自分でいかにやぐくつてい
まんな危険きわまりないことをおっしゃっている
したけれども、よほど大きな工事をする場合に
は、その近所の人々の話の中から真実をつかんで
いくという、そういう切実な気持があつていいん
じゃないか、こういうふうには私は考えるわけで
、そういう点をひとつ今後気をつけていっていただ
きたい。今後のために申し上げておきたいと思
います。以上です。

○赤間文三君 私はこのガスの爆発事故のころ
に二度ほど参りました。市役所に参り、またガス
会社にも参つていろいろ実情を聞き、現地も二度
ほど視察したたのでございます。本日局長から
承りますと、連絡本部の会議で八項目をきめられ
たことは、非常に重要なことなことでござい
ます。これをぜひひとつ効果のあるように積極
的にやってみようことが非常にいいことだ。ぜひ実
効のあるように、今後よく研究されて、内容は
変わつても大体の本筋としてはいい案である
、これをひとつやっていたきたい、かように
考えております。なおまた市役所、市長、ガス会
社の幹部、それから現地にも聞きましたが、それ
から私の聞いたところでは、市役所にしてもガス

会社にしても、なかなかよく努力をされている。
私はなかなかよくやっておられることに敬意を表
して帰つてきておる。ただ、私はしろうとでござ
いまして専門のことはわかりませんが、二つほど
痛切に考えておる。それは、今後、やっぱり都市
でありますると、いろいろな大きな災害が、幾ら
用心しておつても起こり得る。こういうときに、
災害をできるだけ小さくするということが今後の
一つの大きな問題である。今度の事故にいたしま
しても、あの事故が夜中の二時ごろ起こつておつ
たならば、あんな何百人というふうな災害はな
かつたんじゃないかと私は思う。時間が五時二十
分からガスが漏れるようなことがわかつてきて、
五時五十分ごろ爆発したと聞いた。ちょうどラッ
シュのときにひつかつたからあの災害が非常に
驚くべき大災害になつた。私が特に一つお願いし
たいことは、質問よりお願いしたいことは、あぶ
ないという気がついたら、もう徹底的にマイクなり
何なりで、ここはあぶないかもしれない、用心を
しなさい、わからぬけれどもあぶないかもしれない
というところを、現地で徹底させるということが非
常に私は大事なことじゃなかつたか。今度もやっ
ぱりあぶないと思つた人も相当おつたんじゃない
かと思ふが、一般の人にその周知徹底方がどうも
不十分じゃなかつたか。今後においては、こ
ういふうなあぶないかもしれないときには、ひ
とつと思ひ切つてこれはあぶないかもしれない
ようなことを言うような、設備といつてもいいし
たことないと思ふんだがね、マイクが何かあり、
まず作業員に、作業のうちに詳しい人があぶない
と思ふば、作業内で徹底するように、作業の従事
員にあぶないかもしれないから早く退避せよとい
うことを、それから外部の人に對しても、見てい
る人に、あぶないから早く退避せよといふことの周
知徹底方をやつたらば、災害がいまよりも少なく
て済んだんじゃないか。こういうことを考える。
この点について、将来ひとつこれは重大な——今
度の事件については専門の、事業に關係のある人
は、私が聞いたところでは四人か五人か、七十五

人のうちの四人、五人という、七十人というの
は何も關係のない人が見物しておつたのか、やじ
馬といふことはあまりよくないから言ひませ
んけれども、こういう事故で、特別の事故であるこ
とをよくひとつ御認識願ひたいということが第一
点。これはよほど私は大事なことである。

もう一つお願いしたいことは、大矢委員長が話
しになりましたように、低圧の管が長い間とめる
とまた爆発をよけいするかもしれないというので、
長い間とめる間あれがあらう。あれが私にはわか
らない。いま聞いて半分わかつたような氣もしま
すが、家庭の者にまず災害を起こすかもしれない
うこと……

○委員長(村上春蔵君) 簡単に願います。

○赤間文三君 私、三分間の予定だ。それで、こ
の点はやっぱりあつた危険なものについては適
当なところでとめられるというものをひと
つ今後御研究になつて、ガスが低圧であるうが
高圧、高圧はもう……低圧でも適当なところで
められる。そういう周知方法を講じられる、これ
二つが、われわれ技術者でないしろうとから考
えらるゝと非常に重大なことじゃないかと思ふので、こ
の二つについて局長の——次官のはうから聞きま
すかな、御感想を。

○政府委員(馬場一也君) 事故の拡大防止につ
きましては御指摘のとおりであると思ひますので、
昨日の連絡本部におきまして、こういう場合を
想定いたしました日常の訓練、その他具体案を練
ろうといふこととさせていただきますので、考えてまい
りたいと思つております。

それから低圧管の緊急停止につきましては、先
ほど大矢先生にお答えを申し上げましたとおり、
これを停止できるようなバルブをつけるという方
向で検討してまいりたいと思つております。

○委員長(村上春蔵君) 本件についての調査は後
刻に譲ります。

人のうちの四人、五人という、七十人というの
は何も關係のない人が見物しておつたのか、やじ
馬といふことはあまりよくないから言ひませ
んけれども、こういう事故で、特別の事故であるこ
とをよくひとつ御認識願ひたいということが第一
点。これはよほど私は大事なことである。

もう一つお願いしたいことは、大矢委員長が話
しになりましたように、低圧の管が長い間とめる
とまた爆発をよけいするかもしれないというので、
長い間とめる間あれがあらう。あれが私にはわか
らない。いま聞いて半分わかつたような氣もしま
すが、家庭の者にまず災害を起こすかもしれない
うこと……

○委員長(村上春蔵君) 簡単に願います。

○赤間文三君 私、三分間の予定だ。それで、こ
の点はやっぱりあつた危険なものについては適
当なところでとめられるというものをひと
つ今後御研究になつて、ガスが低圧であるうが
高圧、高圧はもう……低圧でも適当なところで
められる。そういう周知方法を講じられる、これ
二つが、われわれ技術者でないしろうとから考
えらるゝと非常に重大なことじゃないかと思ふので、こ
の二つについて局長の——次官のはうから聞きま
すかな、御感想を。

○政府委員(馬場一也君) 事故の拡大防止につ
きましては御指摘のとおりであると思ひますので、
昨日の連絡本部におきまして、こういう場合を
想定いたしました日常の訓練、その他具体案を練
ろうといふこととさせていただきますので、考えてまい
りたいと思つております。

それから低圧管の緊急停止につきましては、先
ほど大矢先生にお答えを申し上げましたとおり、
これを停止できるようなバルブをつけるという方
向で検討してまいりたいと思つております。

○委員長(村上春蔵君) 本件についての調査は後
刻に譲ります。

○委員長(村上春蔵君) 次に、機械類賦信信用保
險法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を
行ないます。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○竹田現照君 だいがガスで時間を食つてしま
したので、時間がありませんので、二、三お尋
ねいたします。

最初に、この法律ができました際の審議経過を
會議録で読んでみますと、この法律の目的が、機
械工業のいわゆる多品種少量生産をやめて、で
きだけ専門化して良質なものをコストダウンさ
せるということ。そして生産された機械を中小企業
の設備近代化に役立たせる。この二つが大きなね
らい、目的になつておられますけれども、端的にど
ういう実効があつておられるのか、ひとつお答えを
いただきたいと思ひます。

○政府委員(赤澤璋一君) この法律が施行されま
したのが昭和三十六年でございますが、自來相当
年数経過いたしております。この法律の経過を
ざつと見てまいりますと、たとえば契約いたしま
した企業数も二、三六年度の百二十一企業数から、
昨年度、四十四年度には三百七十八というぐあ
いに、約三倍以上に増加をいたしております。また
保険の件数でございますが、これあたりも三十六
年度はわずかに三百件余りでございましたのが
四十三、四十四年度におきましては一万三千件とい
ふふうに、非常にふえてきております。こ
ういったことからいまして、やはり契約企業者い
わゆる機械のメーカーあるいはディーラーでござ
います、この面も、この保険を非常に活用いたしま
して生産化を助けておられますし、またユーザーで
ございます、大部分中小企業でございまして、こ
れあたり年間一万三千件をこえる機械の購入がこ
の保険の施行によりまして非常にスムーズに行な
われておる。こういうことでございまして、私
どもとしては非常に成果をあげつづつあるものと、
かように考えておる次第でございます。

○竹田現照君 この二つの目的のうち、どっちのほうを重視をするかというのはそのときの経済環境あるいは社会情勢によってウェイトの置き方が違ふ場合もあり得る、そういうふうな当時お答えになっておりますけれども、この十年間、ウェイトの置き方をどういうふうになされてきたのか。これはもう最近の経済環境、社会情勢に照らして、現実にはどういうウェイトのかけ方をもつてこの法の運用に当たっていかれるのか、この点ひとつ……

○政府委員(赤澤一君) 法律の第一条にございますように、この法律は中小企業の設備の近代化と機械工業の振興と、二本の目的を持っております。機械の面で申しますと、やはり機械自身が賦払いによって販売が行なわれておるということをやまず前提といたしまして、そういったものがいわゆる普通の取引形態と申しますか、当該機械の通常の形態として売られつつある、また今後機械業者がそういう形態で売っていきたいという意図を持っておるといふ機械をまず対象といたしまして、三十六年度にはわずかに四機種でありましたものが、現在では御承知のように二十五機種の指定をいたしておるわけでございます。こういったふうに逐年経済情勢に応じて機械の範囲を広げてきております。こういった面が一つの面でありまして、この面からも機械工業の中で特に重要なものであり、また賦払い制度というものが実際その機械の販売になじんでおるといふものを、私どもといたしましては積極的に取り上げてまいって機械の振興に役立てたいと考えておるわけでございます。一面、中小企業のほうは、先ほど来申し上げておりますように、当初わずかに千件ばかりであったものがこの八年余りの間に一万三千件、十倍以上件数がふえてまいりまして、中小企業の近代化にたいへん役立っております。経済情勢によりましてというお話もございましたが、私どもといたしましては両々相まってこの法律の目的に沿うようにつとめてまいつたつもりでございます。今後この両方の目的が兼ね備えられるように努力してま

いりたい所存でございます。

○竹田現照君 通産省から出ますこの法律にしてもあるいは今度出てくる情報の問題にしても、中小企業、中小企業というのをすぐ口に出します、まあ通りがいのことですけれどもね、この法律でいうところの中小企業というのは大体どの程度のものを対象にしているのか、わかったようなわからないような経過ですけれども、あらためてひとつここでお尋ねをしておきます。

○政府委員(赤澤一君) この法律には特に中小企業の定義がございませんので、厳密な意味におけるいわゆる中小企業基本法等に定められております中小企業の定義ということには相なっておりません。実際問題といたしまして、この法律によりまして、保険をつけて購入をいたしました購入者——先ほど申し上げましたように昨年度でございまして約一万三千件余りをこえる購入件数があるわけでございますが——その購入者の比率をサンプルで調査をいたしてみますと、いわゆる厳密な意味で中小企業、つまり三百人以下あるいは五千万円以下の資本金のものというものが全体の九八%でございます。残りの二%ほどの程度かということ、これもサンプルで調べてみますと、従業員千人未満、千人以下という企業が二%でございます。いわば中堅企業と申しますか、そういったことでございます。なお中小企業の内訳といたしまして、いわゆる零細企業、従業員二十人未満というのがどのくらいあるかということ、これもサンプルで調べてみました、先ほど申し上げました九八%のうち一七%余りがいわゆる二十人以下の零細企業というふうな区分けに相なっております。

○竹田現照君 いまの御説明ですがね、私が資料としていただきました「包括保険契約企業の規模別分布状況」と、いまの御説明とは違ふのかな。

○政府委員(赤澤一君) ちょっと質問を私が取り違えて御答弁したかと思いますが、私は中小企業の設備の近代化という法律の面で、いわゆるユ

ザーとしての中小企業の比率を申し上げたわけでございます。いま先生の御指摘になりましたのはたぶん、この契約者が、一体中小企業がどのくらいあるかという資料で御質問になったのかと思ひます。契約企業で申しますと、中小企業の属する機械メーカー並びにディーラーが契約者でございますが、この面を申しますと、従業員三百人以上、資本金五千万円以下というのが全体の五四%に相なっております。

○竹田現照君 そうすると衆議院のやりとりの中でもありましたけれども、いまのお答えはお答えとして、ほんとうの意味の零細企業がこの法律の恩恵をどの程度受けているか。たとえば二十人未満等については資料がないようなことのお答えが衆議院でされておられます。そういう点の調査というのは事実上通産省としてはしていないんですか。

○政府委員(赤澤一君) 衆議院の御審議の際にそういう御質問がございまして、実はそのときにまだ調査ができておりませんので、いづれ調査を申し上げてというふうに御答弁しておたわけでありまして、そういう御指摘もございましたので、全体を調査する時間はないと思いますが、部分的に關係の企業等に頼みましてサンプル調査をいたしてみたい。その結果をきょうここで御報告申し上げたいと思ひますが、まず契約者の面で申しますと、いわゆる機械のメーカー、ディーラーでございますが、これは二十人以下の小規模事業者が全体の九%でございます。それから購入者、機械を買いますほうの面で申しますと、先ほど申し上げましたように、全体の九八%の中小企業のうち従業員二十人未満の小規模事業者が一七%、それが私どもとあえずサンプルで調査いたしました結果でございます。

○竹田現照君 両方ともほんとうの意味の小さいところは、率からいって非常に低いわけですが、その議論はちょっと時間がありませんかからやませそれが経済企画庁の機械発注実績調査による

と、機械受注が昨年からことしの三月にかけて連続して減つておる。このことと今度のこの保険制度とはどういふ影響が生ずるのか、全然そういうことは心配ないのか、この点はどうですか。

○政府委員(赤澤一君) いまお話しした機械受注でございますが、いわゆる船舶を除く民需というので統計をとつてみますと、いま御指摘のように十一月、十二月、一月とそれぞれ対前月の伸び率が減になつております。これは季節修正値でございますが、ところが最近出ました報告によりまして、二月におきましては電力と鉄鋼の発注が大幅にございまして、二月は対前月比三六・四%の増というところで、非常な増加でございます。電力と鉄鋼業を除きましては二月におきましては前月比四・一%の増加というものが実はごく最近出ました統計数字でございます。こういったことから経済企画庁等におきましては依然としてやはりまだ内需を申しますか、国内需要は堅調であるという判断をいたしたようでございます。いづれにいたしましても、こういったような機械の受注の動きとこの割賦保険の制度の運用とはやはり關係があるようでございますが、一口には申せませんが、機械受注の全体が減つてまいりますと、やはり割賦にかかると機械の分も全体のワツクの中からやはり減少に向かうということとは考えられることだと思ひます。ただ、これは若干關係はございせんが、現在のような金詰まりと申しますか、金融引き締め下にございまして、私どもは、むしろ金融引き締め下におきましては、従来現金で買つておりましたユザーも漸次割賦で機械を購入するといふふうになつてくるのが全体の趨勢ではないか、かように考えておりました、その面から申しますと、現在の金融引き締め下におきましては、やはり割賦販売がふえ、したがってこの二十五機種に關する限りこの保険が有効に増加をしていく、こういった傾向が見られるのではないかと考えております。

○竹田現照君 次に、支払い保険金がこの数年、四十年、四十一年をピークにしてずつと減つてき

ておりますね。これはあれですか、景気がよくなったということだけが原因になりますか。

○政府委員(赤澤璋一君) 御指摘のように、保険金の支払額は四十一年度の六億七千九百万円を最高といたしましてずっと減つてまいっております。この点につきましては、私も特に保険金の支払いにつきまして制限を加えるというようなことは一切いたしておりませんので、先生がいま御指摘のように、いわゆる景気の動向と関係あるものと考えております。

○竹田現照君 今度のこの法律改正案を出された背景に、日本機械工業連合会からこういうローンつき販売に対して云々というような要望が四十五年度の新政策に関連して出ておりますけれども、こういう業界からの意見は出ていますが、利用者側である中小企業等の意見というものはどういう形で吸い上げておるのですか。

○政府委員(赤澤璋一君) 利用者側でございます中小企業者の声でございますが、実際問題として非常に多数の分野に分散いたしておりますので、これらを一まとめにした団体というものは特になくわけでございます。これらの声を聞くにつきましては、私もかなり意を用いたつもりでございます。特に中小企業並びにこれらの意見を大体普通とりまとめております商工会議所の意見をいろいろと聴取をいたしました。また個別には、現在すでに機械類の割賦購入をいたしておりまして、この保険を利用してユーザになっておる中小企業者等にも意見をいただきましたが、今後こういったローン保険というものが出てくるのが非常に望ましい、自分たちとしても今後引き続き割賦で機械を購入したいと考えておるので、そういった場合に、従来の割賦保険のほかにさらにローン保険ができるということをはきわめて好ましいという意見を、現在の割賦保険を利用いたしております中小ユーザから聞いております。こういったことを総合いたしまして、やはり今回のビジネスローンを対象といたしましたローン保険をやるのがやはり中小企業者の要望にも沿うので

あろうと、こういう確信を持った次第でございます。

○竹田現照君 いま御説明願ったようなことは、あれですか、一目わかるような何かあるのですか、こういう機械工業連合会から出ておる要望書のようなもの。商工会議所に聞いたとかユーザに聞いたとかいうのは……

○政府委員(赤澤璋一君) 特にいまだ申し上げたように、ユーザが非常に多くの分野に分散をいたしておりますので、まとめたこれらの団体というものが特別にございせんので、いまだ機械連からの要望書のようなものもございせんが、ただ日本商工会議所からこういった保険制度についてはかねがね意見を出しております。こういった意見を背景といたしまして、書きものとしては、この保険法ができております今年に入りましてから、特にこの保険制度が中小企業の設備の近代化に役立つものであり、また取引の実態に照らして非常に有効であるからぜひこの法律の制定を今国会においてすみやかにされるように努力方を要したい、こういう要望書がまいておりました。

○竹田現照君 この法律が通って機械販売の伸びというのはいくら程度見込まれますか。

○政府委員(赤澤璋一君) この点は法律を立案いたします際に、関係の業界等にもいろいろと調査をいたしました。昨年の七月でございますが、こういった調査から推定をいたしまして、四十五年度におきましては、大体ローン保険に付保されず機械の販売額はほぼ百億円程度ではないだろうか、かように一応の推定をいたしております。

○竹田現照君 それでは、この保険料の収入についてお尋ねしますが、ずっとこの資料を見ますと、保険料収入の見込み額と実績は必ずしもとんとんになっていませんね。かなり減つてますね。四十二年が一億九千万、約二億円に対して一億一千万、四十三年が二億九千万に対して一億二千五百万円、四十四年が一億九千万、約二億に対して一億五千万。そうすると、四十五年の二億という見込みと実績はどういうことになりますか。

○政府委員(赤澤璋一君) いまお示しのように、大体過去数年間の実績は一億三千万円前後といったような数字でございます。当初の見込みと申しますのは、やはり予算を立てます時期、四十五年度で申しますと昨年の七、八月ごろに大体四十五年度いっぱい機械生産の見込みをまず立て、それからいろいろな指標を引っぱり出して、当該二十五機種に関する生産の規模をほぼ想定し、また景気の動向等にもよるわけでございまして、その中の保険の比率、こういったものがどのくらいあるかというように想定をし、いろいろな想定数字を組み合わせて、まあ四十五年度で申しますと昨年の八月段階に、予算要求の基礎数字をつくるわけでございます。そういったような基礎数字をつくりまして上で、予算折衝を経て保険の全体の予算がきまっておりますわけでございまして、若干その辺の見込み等につきましては、たとえば四十四年度におきましては景気が相当いいというふうに見込んでまいりました考えでございまして、御承知のようにたいへん景気が非常に好景気でございますので、御承知のようにたいへん景気好景気でございますので、保険のほうは実は考えておったよりもふえなかつたというふうな結果になったわけでございまして、四十五年度に、いまお話がございましたように、私も一億二千万という想定をいたしました。これはある程度現在の金融引き締め措置が続くというふうなことも考えまして、四十五年度においてはややそれよりも多いのではないかと、こういったような感じで昨年の八月段階において想定をいたしました数字でございます。現在若干見直しておりますが、現在の見直し段階ではやはり実態面におきましてはこの予算要求段階よりも幾らかこれは下めになるのではないかと、いまの段階ではそういうような感じを持っておる次第でございます。

○竹田現照君 それじゃローン販売についてお尋ねをいたしますが、四十五年度はこの五百億のうち約一割の五十億円がローン融資に想定されてい

ると、こう言われてますね。それと、保険の支払い限度が三億六千万円ですか、そのうちローン分が六百万円、この金融機関のワックというものは、これはどういふふうになるんですか。最初からきめておくのですか。銀行がたぶんあるわけですが、その点の調整というものは、一行なら一行に片寄るといふようなこと、一行と関係をするメーカーその他との間に片寄るといふようなことはあり得ないですか。その金融機関の融資のワックというものはどこで調整するんですか。

○政府委員(赤澤璋一君) これはもう先生御存じのように、この制度そのものがいわゆる保険でございますので、まあ言ってみれば、私も私として、は受け身の立場でございます。したがって、機械メーカーのほうは、取引のある銀行とまずローンに關します基本契約を結びまして、その基本契約の金額の範囲内におきましてそのローン販売をする。その際に売り出した相手先から保証の依頼がまいる、その保証についてその保険をかける、そういう仕組みになっております。そういうことでございまして、一々こういった二十五機種のメーカーが、こういったような金融機関に対して、どのくらい金額でローン保険を実施してまいるかということにつきましては、実は私も私としては先ほど申し上げておるようによい受け身の立場でございますので、いわば利用者が出てくるのを待つておる段階でございます。

ただ、先ほど申し上げましたように、この制度を立案いたします際に、昨年の七月あたり調査をいたしました。いわば希望見込み等からいたしまして、ローン保険を制定いたしましたならばこれを利用したいと言っておるものが約百五十社余り希望もございまして、金融のワックということは別といたしまして、相当程度この制度の実施後いわゆるローン販売というものが行なわれてくるように私も考えておる次第でございます。

○竹田現照君 時間がありませんからあれですが、この間林委員からもこのローン資金融資の問

題について、あるいはこの制度の利用について、少し積極的なPRをしなくちゃいけないだろうというふうなことも言われていましたけれども、それからこの金融機関の融資先への信用調査、これはまあないというふうな、私の聞き違いであれば別ですけども、それはやらないのだというふうなことを言っていましたけれども、金融機関の性格からいって、そういうふうなことが全然行なわれないというところはちょっと考えられませんかけれども、そういう場合に、実際に行なわれた場合に、金融機関の面からの制約というものが実際に出てくる心配がほんとうにないのかどうか、この点はひとつあらためてお聞きしたい。

○政府委員(赤澤一君) いまお尋ねの点につきましては、まず第一点の問題でございますが、この制度を立案をし、実施をしたいというにあたりまして、全国銀行協会その他銀行の各種の団体において、こういった制度を実施するにあたっての、何と申しますか、意見の聴取をいたしております。で、いま銀行のほうの御意見は、いままでビジネスローンと申しますものが、大体業務用の電化製品を中心が始まってまいりまして、逐年これがふえてきております。それに加えて、ここ一、二年、ごく最近でございますが、こういったような設備機械においても、ビジネスローンをやりたい、こういうことで、銀行側としては、むしろビジネスローンという制度を積極的に、いわば市場開拓と申しますか、進めてまいりたいという意向を持っておるような意見の表明を承っております。それに加えて、このような制度ができるとき上りますと、銀行としてもある程度安心すると申しますか、ビジネスローンの開設ができるわけでございますので、非常にこの制度の拡大を希望いたしております。

第二点の、いまのユーザー側について、特にユーザーの九七、八%が中小企業でございますので、銀行側がそちらの面でも信用調査をするのではないかと、こういう御質問でございますが、こういう点につきましては、やはり銀行は、まずビ

ジネスローンの基本契約を結びます。機械メーカー、これについてはもちろん十分な調査をし、日ごろの取引がございまして、信用上の意見があるかどうかと存じますが、そこが保証いたしまして、機械を売った先にお金を貸すということでございます。いまありますが、その点につきましては、特に売り先の中小企業についてまで調査をすることはないというところは、つきりと私どもには言明をいたしております。また制度の仕組みそのものが、やはりそういったことでございまして、いま御心配のようによりに特に売り先の中小企業についてとくくいろいろな調査をしたり制限をしたりということはいさなないものと私ども考えております。

○竹田現照君 そのほかいろいろとお尋ねしたいのでございますが、制約をされましたから、最後に一つお尋ねしますが、改正法による新しい年度の契約、これはどういうふうな運ばれるのですか、このローン利用を含めまして。

○政府委員(赤澤一君) この制度ができ上がりますと、やはり広く関係の中小企業の業界、さらに契約者でありますメーカー、ディーラーまた銀行筋、こういったところはこの制度の趣旨を、まず十分に徹底してまいりたいと思っております。その趣旨の徹底の結果、メーカー、ディーラーのほうにおきまして銀行との間でローン基本契約というものが成り立つてまいりますと、それに従って私どものほうに保険契約書の提出があります。私どももいたしましては、こういったことで、従来の割賦販売に加えてさらにローン販売ができる、いわば販売の様式が多様化をするということと、メーカーのほうもぜひそういうことをやりたいという積極的な意図を持っておりまゝるので、おそれなくこういった制度ができ上がりますと、私どもの普及についてのPRと相まちまして相当の期間内にこのビジネスローンに関する保険契約が成立してまいると、こういうことになるものと考えております。

○浅井亨君 時間もありませんので、ただ一つ二つお聞きしたいと思ひます。

それはこの保険約款ですが、この第八条の中の「使用人の」「重大な過失」というあります。「重大な過失」というのは具体的に言いますとどういうことなんでしょうか。

○政府委員(赤澤一君) これはいままであまり例がございせんので、私ども具体的にどうかというところは、たとえば代金を支払います場合、そういったものの使用人がその代金を持ち逃げをしたとか云々とかいうようなことがもしあればやはり問題ではないかと思ひます。従来、実は例がございせんので、あまり具体的な例に実は当たっていないわけでございます。

○浅井亨君 盗難ということがよくあるのですが、盗難は、これは重大な問題で、過失になるのじゃないかと、こういうふうに思ひますが、盗難の場合はどうなりますか。

○政府委員(赤澤一君) 約款上の過失といつておりますのは、契約相手方である機械メーカーのほうでございまして、盗難といふのは買ったものの機械が盗難にあつた、こういったようなことを御指摘になつていと思ひますが、こういったこと自身で別に保険金を支払わないということと、盗難といふ理由でもって保険金の支払いをしないということにはならないと考えております。

○浅井亨君 具体的に申しますと、埼玉県戸田市の下笹目ですが、この埋め立て現場から小松製作所のD50型ブルドーザーが三月十四日から十七日の間に盗難にあつていのですが、これはどういうふうになりますか。

○政府委員(赤澤一君) ただいまの具体的ケースはわかりませんが、その購入者が盗難にあつたために、いわゆる機械の割賦販売代金が支払えなくなる、その支払いが不能になる、こういったことで事故が発生するといふ結果であらうかと思ひます。そういった場合に、いわゆる賦払いの金が払えなくなりまして原因が盗難であつたらというところでもって、いわゆる事故に対する保険金の支払いをしないというふうなことはございませ

ん。いずれにしても賦払い金が払えなくなつたというところで事故が発生すれば、その原因のいかんを問わず保険の契約があれば保険金の支払いをいたします。

○浅井亨君 補償はあるということですね。

○委員長(村上春蔵君) 他に御発言がなければ、これにて本案についての質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(村上春蔵君) 御異議ないと認めます。よつて、本法律案についての質疑は終局いたしました。

本案についての審議は後刻続行いたします。

○委員長(村上春蔵君) 再び産業貿易及び経済計画等に関する調査を議題といたします。

この際、竹田君から発言を求められております。これを許します。竹田君。

○竹田現照君 私は自由民主党、日本社会党、公明党、民社党、日本共産党各党共同提案による他工事施工に伴うガス導管の事故防止に関する決議案を提出いたしますので、御賛同を願ひます。案文を朗読いたします。

他工事施工に伴うガス導管の事故防止に関する決議(案)

今次の大阪市における地下鉄工事現場のガス爆発事故の発生により、一般住民にも多数の犠牲者を出したことは、極めて遺憾とするところである。

今次の事故発生にかんがみ、政府は他工事施工に関連するガス爆発事故の再発を防止する等のため速やかに次の施策等を講ずべきである。

一、今次の大阪市におけるガス爆発事故については、その原因究明を図ること。

一、今次の事故によつて生じた犠牲者の遺家族及び被災者に対し、今後の生活に不安なからしむるよう、補償その他について十分なる対策が講ぜられるよう万全を期すること。

一、今次の事故発生にかんがみ、特に地下鉄工事等の他工事に関連するガス導管の保安について、総点検の実施を図ること。

一、改正ガス事業法の施行に当たっては、都市環境の変化を考慮し、改正法の趣旨である保安の確保に万全を期するため、今次のような事故の防止に關し所要の規定の整備を図ること。

右決議する。

○委員長(村上春藏君) ただいまの竹田君提出の決議案に対し、賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(村上春藏君) 全会一致と認めます。よって、竹田君提出の決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、宮澤通産大臣から発言を求められております。これを許します。宮澤通産大臣。

○國務大臣(宮澤喜一君) ただいまの御決議に對しましては、政府といたしましてその御趣旨を尊重して施策を進めてまいりたいと思存します。

○大矢正君 ただいまの大臣の答弁に關連をして議事進行をかねて若干発言をいたしたいと思存しますが、差しさわりのある個所もあつては困りますので、委員長の方において速記をとめてもらいたいと思存します。

○委員長(村上春藏君) 速記をとめて。

〔午後零時五十八分速記中止〕

〔午後一時二十分速記開始〕

○委員長(村上春藏君) 速記を始めて。

再び機械類賦払信用保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本件については先ほど質疑は終局しておりますので、これより討論に入ります。

御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願います。——別に御発言もないようでございますが、討論はないものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(村上春藏君) 御異議ないと認めます。それではこれより採決に入ります。

機械類賦払信用保険法の一部を改正する法律案を議題に供します。

本案に賛成の諸君の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(村上春藏君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと思存しますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(村上春藏君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(村上春藏君) 次に、輸出保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。

通商産業大臣から提案理由の説明を聴取し、続いて政府委員から補足説明を聴取いたします。宮澤通産大臣。

○國務大臣(宮澤喜一君) 輸出保険法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

近時わが国経済の急速な発展に伴って海外資源の確保が緊要となつてゐる一方、内外の経済環境の変化に対応して、わが国企業の活動の場を広く海外に求めることが必要となつてきており、このため海外投資の積極的な促進が要請されております。

また、南北問題の進展と、わが国の国際的地位の向上に伴い、わが国に対する経済協力拡充の要請は一段と強まつてきておりますが、海外投資は効果的な経済協力政策の一つであり、この面からもその必要性を増してきております。

ともに、外貨の有効活用という見地からも海外投資の積極的な促進をはかる必要があらます。

海外投資保険制度は、海外投資に伴つて投資者がこころむる政治的危険の負担を分散し、軽減することにより、海外投資を円滑に行なわせることを目的とする制度であります。現行の制度は、今日の国際環境下におけるわが国経済の実態に十分対応し切れない点があり、国際的にも立ちおくれている面がありますので、かねてより各界からその拡充、改善を強く要請されていたものであります。

このような実情にかんがみ、現行の輸出保険法に所要の改正を加へることとし、本改正案を提案した次第であります。

次に、改正法律案の概要を御説明いたします。

改正点の第一は、付保対象の範囲の拡大であります。

現行法におきましては、付保の対象となる投資元本は、株式その他の持分に限られておりますが、これに加え合弁企業等に対する長期貸し付け金、合弁企業の発行する社債及び海外直接事業を新たに付保の対象とすることといたしました。また、投資利益につきましても、配当金に加えて長期貸し付け金及び社債の利子を付保の対象とすることとしております。

改正点の第二は、担保危険の拡大であります。

現行法におきましては、投資元本については担保危険は戦争危険と収用危険に限定されておりますが、今回投資元本の回収金について、為替制限等の送金危険も担保危険とするよう改正することといたしました。また、投資利益につきましても送金危険に加えて戦争危険及び収用危険を担保危険とするよう改正することとしております。

改正点の第三は、てん補要件の拡大であります。

改正点の第四は、てん補率の引き上げであります。

現行法におきましては、てん補率は七五％となつておりますが、今回これを九〇％に引き上げることとしました。以上のほか、保険金算定方式の合理化、海外投資元本保険と海外投資利益保険の一元化等所要の改正を行なうこととしております。

以上が今回の改正の概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同下さいますようお願い申し上げます。

○委員長(村上春藏君) 後藤貿易振興局長。

○政府委員(後藤正記君) お許しを得まして、本法案に対する若干の補足説明を申し上げます。

海外投資保険は、昭和三十一年に創設され、翌三十二年に海外投資元本保険と改称されるときに、新たに海外投資利益保険が設けられて現在に至つてゐるものであります。

その利用状況を見ますと、昭和四十三年度末までに海外投資元本保険が件数にいたしまして三百五十二件、保険金額にして二百億八千九百万円、海外投資利益保険に至つては、件数にしてわずかに四件、保険金額にして八百万円という低い水準にとどまつております。

このように海外投資保険制度の利用が低位にとどまつてゐるのは、現行制度の内容が必ずしも現実の必要に適合してゐないことによるものと思存します。

しかるに、近時海外投資の必要性が増大するとともに、海外投資保険制度の重要性が認識されるようになり、各界からの拡充、改善を強く要請されてまいりました。このような実情にかんがみ、政府といたしましては、今回御審議いただきます改正法案を提案した次第であります。

まず、改正点の第一であります保険対象の拡大についてであります。投資受け入れ国である発展途上国におきましては、外資の特扶比率について制限を加へております場合が多いにもかかわら

資本蓄積が乏しく、また金融市場も確立してありませんために必要な資金を現地において調達することが困難な場合が多々あります。このため、合併企業等に対する長期貸し付け金、合併企業の発行する社債を新たに保険の対象とするほか、資源開発投資等におきまして近時重要性を増しつつあるいわゆる海外直接事業も新たに保険の対象に加えることといたしました。また投資利益につきましても、投資元本について長期貸し付け金、社債を対象に加えることといたしましたことに対応して、これらの利子を保険の対象とすることとしたわけであります。

第二の担保危険の拡大についてであります、従来は投資元本と投資利益におきまして担保危険の範囲が異なっておりましたが、投資元本、利益のいずれにつきましても欧米諸国並みに、戦争危険、取用危険、送金危険のいずれも担保危険とすることとしました。また、この結果、従来のように海外投資元本保険と海外投資利益保険の二本建てとする必要がなくなりましたので、これを一本化して、海外投資保険とすることとしております。

第三に、保険金の支払い要件を緩和することといたしましたのであります、現行の海外投資元本保険においては、戦争、取用等の事由が発生した場合、被投資企業が解散することあるいは、投資者がその持ち分を処分することを保険金支払いの要件としております。しかしながら、このような「解散」、あるいは「持分処分」というような当事者が決定し得る行為を保険事故といたしますことは、保険事故の偶然性、支配不可能性を前提といたします保険理論の立場から見ても疑問のあるところであります。また、このような要件を付することにより、一方におきましては非常危険により重大な損害を受けたにもかかわらず再建を行なおうとする企業に対しましては、救済の道を閉ざすこととなりますのに対して、他方では被害をかぶった場合に直ちに投下資本の引き上げを行なうような投機的色彩の強い企業に対しまして

は、容易に救済の道を閉くという結果となり、わが国の発展途上国に対する経済協力という面から見ましても問題があります。このため、今回被投資企業につきましても、戦争等の非常危険により事業の継続不能等の事由が生じた場合には、必ずしも、解散したり、持分を処分しなくても、保険金を支払い得るよう改めることとしたのであります。

第四のてん補率の引き上げにつきましては、現行のてん補率が七五％と国際的に見て低い状態になっており、これが従来海外投資保険制度の利用率を低くしていた大きな理由でありますので、諸外国の制度も比較検討いたしました結果、これを九〇％に引上げることといたしました。

第五に、現行の海外投資元本保険においては、保険金額から年々の配当金または配当見込み額のいずれが多い金額の半額を控除していくいわゆる元本通減方式をとっておりますが、投資者の負担軽減の立場からこの方式を廃止することとしております。

以上簡単ではございますが、若干の補足説明を申し上げます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長(村上春蔵君) 本案についての質疑は後日に譲ります。

速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(村上春蔵君) 速記を起こして。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時三十分散会

四月九日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は三月二日)

一、輸出保険法の一部を改正する法律案

四月十三日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、下請中小企業振興法案

下請中小企業振興法案

下請中小企業振興法

(目的)

第一条 この法律は、下請中小企業の近代化を効率的に促進するための措置を講ずるとともに、下請企業振興協会による下請取引のあつせん等を推進することにより、下請中小企業の振興を図り、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号の一に該当する者をいう。

一 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、次号の政令で定める業種以外の業種に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

三 企業組合

四 協業組合

2 この法律において「親事業者」とは、法人にあつては資本の額若しくは出資の総額が自己より小さい法人たる中小企業者又は常時使用する従業員の数が自己より小さい個人たる中小企業者に対し第一号又は第二号に掲げる行為を委託することを業として行なうもの、個人にあつては常時使用する従業員の数が自己より小さい中小企業者に対し第一号又は第二号に掲げる行為を委託することを業として行なうものをいう。

一 その者が業として行なう販売又は業として請け負う製造(加工を含む。以下同じ。)の目的物たる物品又はその半製品、部品、附属品若しくは原材料の製造

二 その者が業として行なう販売又は業として請け負う製造の目的物たる物品又はその半製品、部品、附属品若しくは原材料の製造のための設備又はこれに類する器具の製造又は修理

3 この法律において「下請事業者」とは、中小企業者のうち、法人にあつては資本の額若しくは出資の総額が自己より大きい法人又は常時使用する従業員の数が自己より大きい個人から委託を受けて前項第一号又は第二号に掲げる行為を業として行なうもの、個人にあつては常時使用する従業員の数が自己より大きい法人又は個人から委託を受けて同項第一号又は第二号に掲げる行為を業として行なうものをいう。

第三條 通商産業大臣は、下請中小企業の振興を図るため下請事業者及び親事業者のよるべき一般的な基準(以下「振興基準」という。)を定めなければならない。

2 振興基準には、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

一 下請事業者の生産性の向上及び製品の品質又は性能の改善に関する事項

二 親事業者の発注分野の明確化及び発注方法の改善に関する事項

三 下請事業者の設備の近代化、技術の向上及び事業の共同化に関する事項

四 その他下請中小企業の振興のため必要な事項

3 通商産業大臣は、振興基準を定めるときは、遅滞なく、その要旨を公表しなければならない。

(指導及び助言)

第四條 主務大臣は、下請中小企業の振興を図るため必要があると認めるときは、下請事業者又は親事業者に対し、振興基準に定める事項について指導及び助言を行なうものとする。

(振興事業計画)

第五條 政令で指定する業種に属する事業（以下「指定事業」という。）を営む法人たる親事業者（以下「特定親事業者」という。）及び事業協同組合であつてその組合員の大部分が当該特定親事業者の営む指定事業について第二條第二項第一号又は第二号に掲げる行為を行ない、かつ、その行為を委託した親事業者との取引に關し主務省令で定める要件を備えている下請事業者（以下「特定下請事業者」という。）であるもの（以下「特定下請組合」という。）は、当該特定親事業者が当該特定下請組合の組合員である場合を除き、当該特定親事業者の発注分野の明確化、当該特定下請組合の組合員たる特定下請事業者の設備の近代化、技術の向上及び事業の共同化その他の下請中小企業の振興に關する事業（以下「振興事業」という。）について下請中小企業振興事業計画（以下「振興事業計画」という。）を作成し、これを主務大臣に提出して、当該振興事業計画が適當である旨の承認を受けることができる。

2 振興事業計画には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 振興事業の目標及び内容
- 二 振興事業の実施時期
- 三 振興事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法
- 3 振興事業の内容に当該特定下請組合がその組合員たる特定下請事業者及び当該特定親事業者に対して経費を賦課し、当該賦課に基づいて納付された金額を費用の全部又は一部に充てて共同利用施設を設置する事業（以下「共同利用施設事業」という。）がある場合において、当該共同利用施設事業を実施するのに準備金を積み立てる必要があるときは、振興事業計画には、前項各号に掲げる事項のほか、当該準備金に充てるための経費の賦課の基準を記載しなければならない。

4 第一項の規定による業種の指定にあつては、親事業者の下請事業者に対する依存度と、下請中小企業の振興を図ることによる産業の国際競争力の強化又は産業構造の高度化の見通しとを考慮しなければならない。

(承認の基準)

第六條 主務大臣は、前條第一項の承認の申請があつた場合において、当該振興事業計画が次の各号に該當するものであると認めるときは、同項の承認をするものとする。

- 一 前條第二項第一号に掲げる事項が振興基準に照らして適切なものであり、かつ、当該特定親事業者及び特定下請組合がその事項を達成するのに必要な適格性を有するものであること。
- 二 前條第二項第二号及び第三号に掲げる事項並びに同條第三項に規定する場合にあつては同項に規定する賦課の基準が当該振興事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- 三 当該特定下請組合の組合員が当該振興事業に参加することについて不当に差別されないものであること。
- 四 当該特定下請組合の組合員たる特定下請事業者の大部分が当該振興事業に参加するものであること。

(振興事業計画の変更等)

第七條 第五條第一項の承認を受けた特定親事業者及び特定下請組合は、当該承認に係る振興事業計画を変更しようとするときは、主務大臣の承認を受けなければならない。

2 主務大臣は、第五條第一項の承認を受けた特定親事業者又は特定下請組合が当該承認に係る振興事業計画（前項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のものとし、以下「承認計画」という。）に従つて振興事業を実施しないと認めるときは、当該承認を取り消すことができる。

3 前條の規定は、第一項の承認に準用する。

第八條 政府は、承認計画に従つて振興事業を実施するに必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。

(下請中小企業振興準備金)

第九條 第五條第一項の承認を受けた特定下請組合が承認計画で定める同條第三項に規定する賦課の基準に基づいてその組合員たる特定下請事業者及び当該特定親事業者に対して経費を賦課した場合において、当該特定下請組合が当該賦課に基づいて納付された金額を下請中小企業振興準備金として積み立てたとき、又は当該特定下請事業者若しくは特定親事業者が当該賦課に基づき納付すべき金額を納付したときは、租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）で定めるところにより、当該特定下請組合又は特定下請事業者若しくは特定親事業者に対する法人税又は所得税の課税について特別の措置を講ずる。

(報告の徴収)

第十條 主務大臣は、第五條第一項の承認を受けた特定親事業者又は特定下請組合に対し、振興事業の実施状況について報告を求めることができる。

(下請企業振興協会)

第十一條 国及び都道府県は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四條の規定により設立された法人であつて次の各号に掲げる業務を行なうもの（以下「下請企業振興協会」という。）に対し、下請取引の円滑化を促進して下請中小企業の振興を図るため、その業務に關し必要な指導及び助言を行なうように努めるものとする。

- 一 下請取引のあつせんを行なうこと。
- 二 下請取引に關する苦情又は紛争について相談に應ずること。
- 三 下請中小企業の振興のために必要な調査又は情報の収集若しくは提供を行なうこと。

第十二條 下請企業振興協会は、その業務を公正的確に、かつ、広域にわたり効率的に遂行するように努めるものとする。

(主務大臣等)

第十三條 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 第四條の規定による指導又は助言については、当該下請事業者又は親事業者の事業を所管する大臣とする。

二 第五條第一項、第六條若しくは第七條第一項の規定による承認、同條第二項の規定による承認の取消し又は第十條の規定による報告の徴収については、当該振興事業計画に従つて振興事業を実施すべき事業者の事業を所管する大臣とする。

2 この法律における主務省令は、指定事業及びその指定事業について第二條第二項第一号又は第二号に掲げる行為を行なう下請事業者の事業を所管する大臣の発する命令とする。

3 通商産業大臣は、振興基準を定めようとするときは、下請事業者及び親事業者の事業を所管する大臣に協議するとともに、中小企業近代化審議会の意見をきかなければならない。

(罰則)

第十四條 第十條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して同項の刑を科する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 中小企業庁設置法（昭和二十三年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項第七号の三中「中小企業業種別振興臨時措置法（昭和三十五年法律第七十一号）」を「下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第 号）」に改める。

3 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

第二條第三項に次の一号を加える。

十 下請中小企業振興法（昭和四十五年法律
第 号）第五条第一項の承認を受けた
事業協同組合であつてその承認に係る同項
の振興事業を行なうもの及びその構成員で
あつて当該振興事業に参加するもの（第一
号から第三号の二まで及び第六号から前号
までに掲げるものを除く。）
第三条の四第二項中「第二号の事業」の下に
「若しくは同項第十号の振興事業」を加える。

昭和四十五年四月二十七日印刷

昭和四十五年四月二十八日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局